

藝文 第拾參年第貳號

類聚名義抄に就いて (一)

岡田希雄

(75)

寛平年中に藤原佐世が宇多天皇の勅を奉じて撰進したところの日本國見在書目録を見ると、其の小學家の部に支那で出來た韻書や辭書が隨分夥しく擧げられて居るのであるが、小學家部以外の部にも毛詩音義、禮記音論語音、史記音、史記音義、漢書音義、莊子音義、范漢音訓、本草音義などゝ云ふ音義物がかなり澤山あげられてある。であるから當時はこれらの書籍が存在して居た事が直ぐ想像せられるが、同時にまたこれららの書籍の全部とは云へない迄も、其の幾分かは必ず奈良朝の頃から既にわが國に渡つて來て居たとであらう、しかも見在書目録に記載せられてあるもの

は貞觀十七年正月廿八日の冷然院炎上の際に灰燼となるのを免れた焼け残りの書籍に過ぎないのだから、或ひは奈良朝の末頃から渡來して居つたものにはこの目録に見えて居ないものまでもあつたかも知れぬ、又冷然院の書庫とともに焼失してしまつた書籍と同じ種類のもので、他の搢紳家の書庫中に恙なく残存して居つたものも少からずあつたに相違ない」と云ふ風にも考へられる。そして一方では唐の慧琳や玄應などの一切經音義のやうな内典の意義物も相當に流布して居つた事であらうから、玄應の一切經音義は新撰字鏡の序にも見えて居る(平安朝の初期から中期頃へかけての時代にはこの種の韻書や辭書が存外多種多様に存して居つて學徒や一般の人から重寶がられて居つたのであらうと想像をしても大差は無いであらう)。では日本人の著述にはこの種のものが無かつたのかと云ふと必しもさうでは無い。内典の音義物類(内典の音義物の中での古いものは奈良朝頃の華嚴經音義疏二卷と平安朝中期の大般若經音義一卷石山寺藏)とであらう。日本紀私記などのやうなものは除いて韻書や廣義の辭書(但し國語の辭書は除く)で寛平前後の頃までに出來たものにどのやうな物があるかと數へて見ると、著者不詳の楊氏漢語抄、弘法大師の篆隸萬象名義、出雲連廣貞等の大同類聚方、菅原是善卿の東宮切韻及び大醫博士深根輔仁の

本草和名また和名本草とも云ふなど、云ふ書籍があつたのである。しかし乍らこの五部の書籍も楊氏漢語抄は和名抄の序に「然猶養老所傳纔十部」とあることが若し眞ならば奈良朝もかなり初期の著述となるし、但し漢語抄を養老頃の古書とするのは疑はしい明かに平安朝期のものと判つて居る残りの四書も大同類聚方百卷や東宮切韻二十卷又二十三卷は夙く亡びて傳はらない、又本草和名は幸ひ今日にも残つて居るが和名抄の所謂延喜所撰藥種只一端さも云ふであつて内容が極めて偏して居る上に卷數もわづか二卷で量が少いから大して重要視しなくともよい程のものである。大師が弘仁のはじめ頃に作られた篆隸萬象名義は三十卷八百餘紙もある、かなり大部なものだが、これは又名の示す通りに篆隸體の文字の字書であつて和訓も注して無いが上に、流布も極めて稀れであるから國語學上では大した價値のあるものでも無い。このほかなほ時代がはるか後になると續本朝文粹の著者藤原季綱後冷泉天皇御代頃の人の著述と云はれて居る季綱切韻もあつたのだがこれも今では逸書である。要するにかやうな次第であるから右の數書の如きは何れも國語學上貢獻すること大であるとは云ひ難いのだが、こゝに平安朝の初期に出来たものとは云へないが、中期末期時代に出來たらしい四部の辭書が幸ひにも完全に傳つて居ることは望外の喜びと云はねばなるまい。其の四部の辭書を云ふのは他

でもない、僧昌住が昌泰年中に完成した新撰字鏡精確な年代は判らないが朱雀天皇の承平の頃狩谷接聲鏡によるに源順朝臣が醍醐天皇第四皇女勤子内親王の令旨により撰進した和名類聚抄、平安朝も押し詰つた治承の頃橘忠兼が編纂した伊呂波字類抄及び作者も時代もはつきりはしないが大體平安朝末期ぐらゐに出来たものであらうと思はれる類聚名義抄の四部を指すのであるが、この四部の書は等しく辭書とは云ふもののゝそれゝ獨特の面目を具へて居て同じやうでは無い。まづ新撰字鏡は漢字を偏傍によりて分類し更に四聲によつて分ち、これに昔ならびに訓を施したものだが訓よりも漢文の注文の多いのを見れば、著者の本意は訓よりも寧ろ音義の方に餘計力瘤を入れるにあつたらしい。次に和名抄は新撰字鏡とは全然組織を異にし漢語を部及び類によつて細別し音訓義を注して居る分類體辭書であつて大體に於いて百科辭書の面影があると云へる。又伊呂波字類抄になると其の書名からでも想像出来るやうに、國語や當時行はれて居た漢語を伊呂波順に集めた伊呂波引辭書であるから、同時にまた部門による分類法も併用して居るとは云へ和名抄に比して大分偏傍によつて漢字を分類したものだから新撰字鏡と同類であると云つて差支へ無

いやうなものゝ精しく二書を比較して見ると新撰字鏡が訓よりも義の方に力を注ぎ、不注意に見ると玉篇などゝ同じく支那で出来た辭書と見ちがへられ易いのに反し名義抄は専ら和訓に力を入れて居り、どこ迄も漢和辭書の面目あざやかであり、且つこれには新撰字鏡のやうに四聲を標準として文字を分類することが無いのだから、この點から云ふても矢張り二書は全く同じ組織のものとは云へない、さればまづく新撰字鏡對名義抄の關係は和名抄對伊呂波字類抄の關係の如きものがあると云つてよからう。

兎に角この四部の辭書は右の通りに各々特色を有して居つて國語學史上では平安朝期に於いては、丁度平安朝物語類中に於ける宇津保、落窪、源氏、狹衣の四物語のやうな地位を占めて居り極めて重要なものだが、就中今こゝに述べやうとする名義抄は他の三書の何れとも比較にならない程訓が豊富で詳しくあり、従うて古語を傳へて居ることも四書中の隨一であると云ふ點に於いて、又字體から云つても正俗通の三體に加ふるに異體のものまで挙げて居るのが多く、爲めに萬葉集其の他の古書の字體を調べる上に大層役にたつと云ふ點に於いて、國語學史上大いに注意を拂はないものだが、其の著者なり時代なりが明瞭で無いのは頗る遺憾である。

と云はねばならぬ。他の三書はそれぐ著者の自序があつて其の出來た時代は大體判つて居るが——もとより和名抄には廣略二本あつて其の廣本即ち二十卷本はいつ頃出來たかと云ふことや、十卷本伊呂波字類抄が或ひは拾芥抄の著者洞院實熙公の増補したものでは無からうかと云ふやうな疑ひはあるがそれはそれとして、一名義抄だけが時代も著者もはつきりしない爲めにこれを國語學上の研究材料として使用するのにも始終幾分かうしろめたい心持に囚はれながら使用せねばならないのは極めて煩はしい事である。尤も菅原是善卿の著述ではあるまいか、多分十中八九までさうであらうと云ふやうな伴信友翁の説もあつて、その説を認める學者もある事はあるのだがそれも根據が薄弱であつて信用が出來さうにも無い。こんな具合に其の著者時代が知れない事は名義抄に取つては太層惜しいことであるから、此の點を多少なりとも闡明したく考へて自分は聊か取調べをなし、まづ國語學書目解題に見えて居る二先哲の説を吟味し更に改訂箋注和名抄訓纂をたよりにして和名抄の訓と名義抄の訓とを比較しはじめたところ、始めてこの二書の間に密接な關係即ち親子關係の存することを見出したのであつたが、この時になつてから漸く念の爲めに座右の箋注和名抄の説を検して、こんなことは既に狩谷棟齊翁が云つて

居られるのに氣づき、更に又國語學小史の注意により木村正辭博士もかゝる説を述べて居られる事を知り自分の考への先哲の云ふところと暗合したのに微笑をもらしたのであつたが、よしや暗合にしろ既に先哲も注意して居られることを今更事新しく書き立てるのもいかゞはしい事とは思ふが、しかし桜齊翁にしても、又其の説を襲はれたらしい木村博士にしても單に結論を擧げられたゝけであつて論據を示しで居られないのだから、結論の暗合はともかくも、考證の過程までも暗合するかどうかは疑問であるが上に、この二先哲の云ひ漏らされた點も無いでは無いと考へられるのでそれらの事を記して見たくて、おほけ無きわざとは知りつゝも筆をとるのである。だから單に先哲の説を消極的に否定するか肯定するかのどちらかに過ぎないのであつて別に積極的に新説を立てようとするのでは無いから、屋上屋を架する無用の業なりと云ふ謗りを受けても致し方も無い。

二

江戸時代の初めに文運復興してからこのかた從來いたづらに埋もれて居た貴重な古書が舊い寺社から出たり、又堂上家の所謂秘書が其の筐底から明るみへ持ち出

されて世間に紹介せられたものゝ數は夥しいものであつたが、國語學國文學に關係の深い辭書も、漢字の辭書に就い工特に注意する價のある三三のものを擧げると、時代はすつと下るが天保十三年には伊呂波字類抄の三卷本が黒川春村翁の手により掘り出され、安政元年には鈴鹿連胤翁の盡力で天治本新撰字鏡全部十二卷が世に現はれて學者をして驚喜せしめたのであつた。そして類聚名義抄の紹介は三卷本伊呂波字類抄や天治本新撰字鏡の紹介よりは少しばかり前であつて、それは文化十癸酉の年であつた。當時何がな珍書をくと鞠の日の應の日で探して居られた伴信友翁はこの年洛南教王護國寺、俗にいふ東寺の塔頭觀智院にこの珍らしい古書を秘藏して居る事を耳にせられて、早速多分翁に親しかつた人であらうが津田葛根、與田吉従と云ふ二人を介して院主に懇請して苦心の末首尾よく目的を達して影寫の業を卒へられたのである。かくてこの時以來斯書有「因縁不得廣播於人間」とまで頑固に秘せられて居た珍書も漸く人間に流布するに至り、世の學者皆翁の餘澤を被むることとなつたのである。そして其の後引き續き西念寺本達成院本の二零本も翁の手により校合用に供せられ、信友翁が屋代輪池翁所蔵の西念寺本を借りて校合せられたのは文化十二乙亥の年である。當京都大學國語學研究室所蔵の伊氏校本に文政乙亥年七月あるのは文化十二年の誤りであることは云ふまでも無い。

又、翁か其の校合本に解題を書かれる際にはまだ見るを果され無かつた

高山寺本ものちには翁の藏弃となつたのである。

さて名義抄にはこのやうに數本あるのだが其の中高山寺本は信友翁の舊藏本がこちらの大書院圖書館にあるのだが今一寸見られないし、又翁が云つて居られる醍醐理性院所藏の本と云ふのも現在るかどうかさへ知らぬ、西念寺本も達成院本も何れも殘闕本であるから完本にしてしかも著者の自筆草本を寫したと云ふ本の轉寫本と云ふ奥書のある、由緒正しき觀智院本に及ばないとの遠いのは云ふまでもない。であるから今名義抄の事を取調べるに際しては當然觀智院本の原本によらなければならぬのだが、幸ひ其の原本は京都の博物館につて何時でも閲讀が出来るとは云ひながら、何分國寶のことゝて手續が面倒でさう自由にはならないので、自分は吉澤先生の御晉折で一通り査べる事が出来たさし當り國語國文學研究室所藏の本、即ち信友翁が觀智院本を底本として達成院本や西念寺本で校合を加へられた赤堀氏の國語學書目解題に謂ふところの伴氏校本を専ら使用したが、この本は弘化丁未年冬に神谷克楨と云ふ人が謄寫したのを更に近頃寫した新しい寫本であつて誤寫もあるので、傍ら吉澤先生に御願ひして東京上野の圖書館から借りていた「大御學都可佐文庫」と云ふ二寸四方位の正方形朱印の捺してある本を參照した。但しこの本は伴氏校本でないから翁の

藝文

解題も添はつてない。さてこのやうな本によりて調べたのだが考證の材料に供するやうなところは原本に當つて見たのであるから其の點はまづ確かである。

類聚名義抄に就いて（三）

岡田希雄

三

さて類聚名義抄は何時誰が著はしたものであらうか。誰が著述したかと云ふことが判りさへすれば假令其の人がさう世間に知られて居ない人であつても何かの手蔓から大體何時頃のものかと云ふ見當位はつく。まして其れが有名な人であるならば時代を知ることは一層容易である。但し其の逆に名義抄の出来た時代は大體判明しても著者の事までも判るとは限らない。大抵其のやうな場合の推量は單に無用のあて推量に終りがちのものである。であるから自分は名義抄の著はされた時代に就いては出来るだけ精しく知らうとするが然し強ひて著者までも知らうとは望まない、唯時代さへ判れば其れだけでもう充分であると考へて居る。しかも時代を知ると云ふ事もかなりに骨の折れる仕事でなければならぬ。但し時代の考證となると大體のところまでは漕ぎつけられるから著者を知るのに比べればはる

かに容易である。

名義抄の時代に關する先哲の説には大體三説あるやうだ。其の一は伴信友翁の説で二は小山田與清翁の説であり又其の三は狩谷棟齋翁や木村正辭博士の説である。順序として信友翁の説から一應吟味してかゝり漸次他の二説の批評に移らう。

信友翁の精しい説は文政三年十一月に出來て翁の校合せられた所謂伴氏校本名義抄の卷頭に添へられたものであつて赤堀又次郎氏の國語學書目解題にも全部轉載せられてある。

信友翁の説は名義抄の著者は菅原是善卿であらうと云ふのであるが、翁がかく考へられるやうになつた原因を調べて見ると、其れは西念寺本名義抄に「此書全部十一冊者菅原是善卿之父作而我朝之古書也」と書いてあり、又淨土真宗の經疏である鉛字篇が本書を引用してこれは是善卿述作の字書であると云つて居る所へもつて行つて、眞言宗の僧が二人までも、其の宗門の密經疏中に此の書が引用せられてありそこにも是善卿の著述だと注してあると云つて是善卿説を認めて居る事が最も有力な原因である。そして「不知果然否」と云つて居られるところを見ると翁も此の説をば全く信じきつてしまはれた譯でもあるまいと思はれるのに、それでも此の説を助ける

が爲めに傍證を擧げるのに努め、且つ一方では其の神樂歌考全集本第五卷二六三頁で類聚名義抄を引用して「是善卿撰」と割注して居られる位だから翁は十中八九までは是善卿の著述だと考へ込んで居られたものと見て差支へは無いであらう。

それは暫くさし置き名義抄是善卿著述説に就いて翁の擧げられた傍證を數へて見ると次の三條がある。

(一) 管公の父君であり文章博士から累進して參議刑部卿勘解由長官となられた是善卿は當代に於いては比肩する者ない程の大學者であつて三代實錄に據ると都朝臣良香などと共に文德實錄を編纂した外に自ら東宮切韻二十卷、銀榜翰律翰字原本輸に作る、本朝書籍目錄により翰に改む十卷、集韻律詩十卷、會分類集七十卷等を撰し又別に家集十卷の著述があつたこと。

(二) 和名類聚抄に引用してある東宮切韻の訓と名義抄の訓とが一致すること。

(三) 字鏡集の跋文に朱點の施してある訓は東宮切韻に見えたものと云つて居るが、しかも名義抄も亦訓に朱點を施して居るからこの東宮切韻と名義抄との間に何か關係がありさうに思はれるのに、刺へその東宮切韻によつたと云ふ字鏡集と名義抄とは訓が十の七八までも一致すること、

尤も右の中(一)の如きは翁の考へでは或ひは傍證のつもりで書かれたのでは無いかも知れないが(二)(三)の傍證と並んで居ることでもあるから自分はこれをも傍證の一つと認めやうとするのである。そして自分が(一)を傍證と數へるのが翁の本意で無いにしても元來傍證と云ふものは少い目に見るよりは多く見る方が、これを批評する者の側から云つても安全であるから自分は(一)をも傍證の一つに勘定したのである。

次にこの三傍證の批評であるがまづ(一)は今云つたやうな具合であるからこれを批評するのは恰も的無きに矢を放つやうな心地がして極めてたより無い話だが、今翁がこれをも傍證とせられたものとして考へると、これは決して有力な傍證では無いと断言出来る。と云ふのは或る人がいくら博學能文であつて多種多様な著述をしたところでだから此の人はこんな書物も書きさうだと論じ、著者も時代も未詳の書をとらへて其の人の著述だと見なしてしまふのは極めて不自然な論法であるからである。又翁は名義抄の慈念の奥書に「此書以_レ作者自筆草本書寫之間云々」とある事や、其の序文の極めて拙劣であつて卿のやうな大學者の文とするのには餘りにふさはしくないと云ふ事を理由として、名義抄は著者の草稿だとしてかくてこの事を

卿に結びつけて名義抄は卿の會分類聚集(これは三代實錄に會分類集とあるものである。翁はそれをば勝手に會分類聚集と改めてしまはれたのである。そして其の理由は「按三代實錄見本無聚字今從本朝書籍目錄」とあるのを見れば、本朝書籍目錄には會分類聚集とあるので三代實錄に會分類集とあるのを捨て、本朝書籍目錄の方を採用したと云ふらしい。然るに本朝書籍目錄は自分の檢する事を得たところの群書類從本以下二種の版本、五種の寫本河内も大學圖書館所藏には皆會分類聚とあつて會分類集とあるのは一つもない、唯一つ寛文十一年正月長尾平兵衛開版の本に聚字の傍に集とあるのみである、まして會分類聚集とるのは無い。だが翁は古書を澤山見られた人だから或ひは會分類聚集とある本を見られたかも知れぬ。又考へて見るに寛文版本に聚字一本に集とありと校異が示してあるものをば誤解して一本には聚字の下に集字があつたのだと考へられたのかも知れぬ。穿ちすぎた考へ方だが、翁は自分の所説を助けると云ふ如き考へで何か爲めにするところがあつて勝手にかく名を變更せられたとも見られぬ事も無い。そして翁にはこの辭がまだあつた併し三代實錄に會分類集とあるのだから改稱などの餘計な事をせず、大日本史卷の一の如く素直に正史に従つてよからう。但し本朝書籍目錄も誤りではない蓋し集聚は通用するのだから)の草

稿ではあるまいかと想像し、

是善卿所撰有會文類聚集七十卷蓋本書脱稿之後所題乎其卷數不同者分合之異
耳姑記管見以備後考

と云つて居られるがこれは又甚だいはれの無いことゝ云はねばならぬ。かかる説
は是善卿説の本證や傍證を否定すれば自然と崩れ行く事であるから特に今急いで
駁するにも及ばないのだが事の因みに一寸言及して見るのに先づ本書の序文の拙
い事が草稿であるが爲めであるかどうかの問題は解決を暫く後に譲り今果して名
義抄が會分類集の草稿かどうかと云ふ事だけを考へて見ると翁の押し當ての頗る
亂暴である事を知るのである。一體會分類集は今日では全く亡びてしまつて居て、
其の面影の断片すら覗へない位だのにどうして名義抄が會分類集の草稿だと云へ
よう、せめて會分類集の断片でも残つて居て其れが名義抄とよく似て居ると云ふや
うな事でもあるならば幾らか理窟も通らんでは無いが、そのやうな事も無いのに翁
のやうな推測の出来る筈が無い。又會分類集は七十卷もあつたと云ふが名義抄は
見る通りに僅かに十冊、其の巻数の多寡の差異が餘りに甚しいでは無からうか。巻
数の多寡から直ぐに書籍の量までも推測するのは大抵當りはするものゝ又當らぬ

ことも無いでは無いから少し警戒を要するが、然し今の場合ではいくら最負目に讓歩して考へて見るにしても、現在の名義抄を更に分冊してこれを七十巻にしたとは、迹も考へられない。又名義抄を増補して會分類集七十巻を得たのであるまいかと云ふ疑ひも生じ得るがこれもいくら増益したところで、現在の量の倍になる位が關の山であらうと云ふことは別に深く考へるまでも無く常識的に想像出来るから、名義抄を増補して會分類集を得たのだと云へる筈がない。しかも名義抄は誰が見たつてこれだけで既にまとまつた一部の字書であつて、量から云つても新撰字鏡に匹敵し得るものであつて、これ以上増補するにも及ばないと考へるが至當である。要するに名義抄は會分類集の草稿であらうとは到底考へられない。いはむや會分類集は本朝書籍目録では類聚家の類に收められ群籍要覽四(一本作三十巻)祕府畧千卷、文鏡祕府論三巻、本朝文粹續本朝文粹各十四巻(正の文粹は現在十四巻ある。そして目録の中には二十巻と注して居るものもある)、朝野群載三十巻、類聚集十巻など云ふ書籍と並んで載せられて居るのでは無いか。群籍要覽、類聚集の二書は多分亡逸してしまつたものだらう。今日傳はつて居ると事ふ事は聞かないが文鏡祕府論正續本朝文粹朝野群載の四書は今日にも傳はつて居り、祕府畧千巻も幸ひ其の中の一巻

はなほ残存して居るのだが、其のやうな今日でも残つて居る書籍の内容や群籍要覽類聚集と云ふやうな書名から推し考へて、本朝書籍目録に類聚家と云つて居るのは所謂類書の部門を意味して居るのであることが明かになり、従うて是善卿の會分類集も祕府畧文鏡祕府論、正續本朝文粹、朝野群載などゝ似たり寄つたりの書であつて、決して名義抄や東宮切韻のやうな字書や韻書の類で無かつたことが判るから、名義抄が東宮切韻の草稿であつたのではあるまいかと想像するならばまだ無理もないと云へるが會分類集の草稿であつたのであらうと云ふことは飛んでも無い方角違ひの當推量である事が斷言出来る。恐くは會分類集は其の名から察するに多種多様の漢文を類別したものであつて、正續本朝文粹や朝野群載のやうな體裁の書であつものだらう。かく事情が判つて來るとこの書が巻數七十巻もある浩瀚な書であつたことも尤もな事だと自然了解が出来るのである。では翁がどうしてかかる明白な事實を無視して名義抄と會分類集とを結びつけるやうな事をせられたのか、接するにこれは會分類集を會分類聚集とわざく改められた翁の説に従ふと二書ともに類聚の二字を書名の中に有して居る事になるのでふと思ひ僻めせられたのだらう。

次に傍證の(二)は和名抄に引用せられてある是善卿の東宮切韻江談抄卷五によれば卿が十三家の切韻を集めて作つたと傳へられて居るの譯語、即ち訓と名義抄の訓とが一致すると云ふことであるがこれも是善卿説の傍證として擧げるのはどんなものであらうか。一體こゝに甲乙二種の字書があつてしかも其の訓が一致する場合を考へて見ると二書の著者は別人であつても(イ)若し二書がほゞ時を同じうして出來たとか、(ロ)殊に二書ともに丙と云ふ書を参考したとか云ふ場合、(ハ)二書のどちらかが先きに出來ても後に出來たものが丁と云ふ中間の書を通して他の書を孫引したものではあるが、甲乙二書の訓は一致してもよい譯であつて必しも二書が同じやうな場合にはこの甲乙二書の訓は一致してもよい譯であつて必しも二書が同一人の手になつた場合とか直接の引用關係、即ち親子關係のある場合には限らない。従うてこれを逆に考へると二つの字書がほゞ訓を同じくして居ても必しも二書が同一人の手になつたものであるとは速断出來ないのである。今の東宮切韻と名義抄との關係も其の通りであつてこの二書の訓が同じであるところで二書が一人の是善卿の手で出來たとは云へない筈である。二書の中のどちらかが一方の訓を取つたのだと考へられるし又二書以外に別の一書があつてこの二書はともに其の書に據つた爲め訓が一致するのだとも考へられる。又二書の出來た時代がほ

同じであるから自然一致したものであらうとも見られない事は無いのである。だから要するに傍證^(二)は決して有力ではない。なほ餘計な事が和名抄に引用せられてある東宮切韻の訓と名義抄の訓とが全部一致すると云ふと甚だ大袈裟に聞えるが和名抄が東宮切韻を引いて居るのは僅かに次の七件に過ぎないのである。そして其の中の葩字だけはどうしたものか名義抄の中には見當らぬやうである。
〔和は和名抄の畧、名は名義抄の畧、和名抄の卷數丁數等はすべて箋注本による、そして和名抄——他の書も亦さうであるが——の本文を引用する場合には割注が屢々出て来るるのでそれらは印刷の都合を憚つて本文と同じ大きさに書き弧形の符號により本文と區別する事にした、但し印刷に不便が生ずるやうにも見えないものは此の限りでない、なほもとの儘に割注にする。〕

〔四一〇〕 囚人

東宮切韻云、囚假由反、和名度良部比斗繫禁罪人也、又云人固在獄

〔三ノ九〕 夾纈
〔五ノ一〕 也

〔三ノ四〕 囚人
トラヘヒト

〔四一〇〕 夾纈

東宮切韻云、釋氏曰、纈胡結反、夾纈、此間云、加宇介知、結帛爲文綵也、

孫愬曰、縉之有夾花、

〔六ノ六〕 夾纈
カサケチ

〔五ノ一〕 裕袞

東宮切韻云、釋氏曰、裕袞加沙二音、俗云、介佐、天竺語也、此云無垢衣、

又云功德衣孫惣曰傳法衣卽沙門之服也

〔图六ノ七〕六ノ八袈裟加沙二音俗云ヶサ

〔图十一ノ一〕根株

東宮切韻云根株痕誅二音訓上禰下久比世唐韻云葵音皆草根也

〔图三ノ四〕根音痕カキリハシメ

〔图七ノ七〕株音誅クヒセ

〔图二ノ一〕葩

東宮切韻云葩音巴波奈比良草木花片也

〔图二ノ九〕萼

東宮切韻云萼五各反波奈布佐一云花房承花跗也

〔图八ノ二〕萼音脚

〔图花フサ〕

〔图二ノ二〕藥

東宮切韻云藥而髓反之倍花心也

〔图八ノ七〕藥如水反シヘ以下署

なる程これらの一例から見ると名義抄と東宮切韻との間には確かに一脈の關係があるに相違ないことが何人にも容易に覗はれるであらうが然し其の關係と云ふのもこの二書が同一人の手に成つたが爲めであるかどうかは未だ判らない。

鎌倉時代の初期に居た菅原爲長朝臣^{寛元四}の著述と普通云はれて居る字鏡集の奥書に朱點東宮切韻墨點唐玉篇也云々と云つて居るが名義抄にも訓に朱點の施してある物が澤山ある、そして不思議にも名義抄の訓と字鏡集の訓とは十中の七八までは一致するでこの事から考へると名義抄と東宮切韻との間には二書が同一の人の手に成つたと云ふやうな關係が存するのではあるまいかと云ふのは信友翁の傍證

(三)の大意であるが自分はこの二書の訓の比較研究はまだよくもして見ないが、たとひ皆が皆まで合ふにしてもこの事實から字鏡集の参考書となつたところの東宮切韻と名義抄の二書が同じ人即ち是善卿の手で作られたなどゝは速断したくは無い。殊に其の字鏡集の朱點も現在の本では悉く墨點に改められ、しかも誤寫もあるのだから、名義抄と字鏡集との關係を材料として、名義抄と東宮切韻との關係までも忖度したくは無い。自分は

今欲爲比校見在字鏡集諸本悉作墨點不見有朱點加之施點危漏示聲配位乖別益不辨菽麥者漫然下點致此紕繆不足爲據

と云ひながらやはりどうしても思ひ切る事出來ないと見えて又、

然以本篇譯語校之合者十之七八、然則如得此書爲卿○是作之一證、唯未認得確據姑記以俟後考

と云つて居られる翁の心持を了解するのに苦しむのである。要するに字鏡集、名義抄の二書の訓が全部一致するにしても他の傍證がない限りはこれだけで名義抄と東宮切韻の著者を同一人だとする事は出來ないから、此の(三)の傍證も無意味であると云ふほかは無い。

兎に角、右のやうにして翁の説はその傍證が傍證としての價値を有して居ない事が知れたのであるから、其の是善卿説は餘程價値を殺がれることになつたのだが、其の説の本證を論する前に方面をかへて翁の説に對する反證について述べる必要がある。其の反證と云ふのは、

(一) 先きにも云つた通りに序の文が極めて拙劣であつて到底文章博士として博學無雙、能文一世に秀でゝ居た卿の筆とは見られぬこと。

(二) 昌泰年中に完成した新撰字鏡や、新撰字鏡とほゝ時を同うして出來た本草和名、又これらの二書に三十年程後れて承平の頃に出來たらしく思はれる和名抄などを見るに、新撰字鏡に片假字を使用した例がごく僅かにあるのを除いては何れも訓は凡て萬葉假字で施してあるのに名義抄だけが片假字であるのはどうしたものであらうか。是善卿は元慶四年に六十九歳で薨じたのだから若し名義抄のやうなものを書くならば、其の訓は片假字で書く事をせないで萬葉假字で書かれた筈と思はれる。ところが名義抄は片假字で訓が註してあるのだから名義抄はかなり後の時代のものではあるまいかと疑はれること。

の二つであるが此の二反證は翁の説にとつては甚だ手厳しい反證であるから翁も
もとよりこの事には氣づいて居られ、一の反證に對しては「篇目卷文不入漢文格似非
文人之筆意草本故也」と辯解して居られるのであつて、更に又「此書編目文拙劣不雅恐
非是善卿著述之體」と主張する論者を評して「此不熟覽古書之弊也。夫雖文人才子苟且
之記文未定之草稿未暇構思是以文不成章者古書往々而存不足怪」と駁し(二)の反證に
就いても

堤中納言物語載少女未習得艸假字故以片假字記歌此物語即藤原兼輔卿所作也。
按兼輔卿傳以元慶三年生以承平三年薨然則當時寫字之學雖女子先片假字可知、
古今集序謂以難波津淺香山歌爲習字始者蓋斥草假字而言然則是善卿之在時片
假字之流布于世間准知而可矣抑古書之以草假字傳于今世者閱其古本則不啻記
事之書雖歌書之類亦多從片假字即謂本書譯語以片假字故非是善卿作此說不通、
と評して居られるがこれらは改めて云はないでも隨分苦しい辯解である事は明か
だが念の爲め(一)の反證に對する翁の駁論の吟味から始めよう。

翁は苟且の記文や未定の草稿では想を構へ文を練る暇が無い爲め自然に章を爲
さない事になるのだと云つて居られるがこれは無論理窟もあるがさりとて外に解

釋の道が無いでも無い。まづ名義抄をば翁は草稿本だと度々明言して居られるが、これは仁治二年にこの書を轉寫した釋慈念も作者自筆草本と云つて居る事でもあり、又内容を檢して見ても同じ字が理由も無くて二ヶ所に見えたやうな例もちよい／＼あるのだから、名義抄が精撰せられた本で無いとは疑ひもなき事實だが、さればと云うて本書の如きものが何の腹案も用意も無くて筆を下すが儘に出来上つたと見られるであらうか。本書の體裁のよく整頓して居るのに徴し、又本書のやうな字書を著はす場合の著者の心しらひに想到する時は、とても本書が其のやうな純粹の草本であるとは云へない。そもそも、草本と一口に云つても其の中には初稿もあれば第二稿もあり又第三稿もあつて、所謂精撰本以外のものは何れも草本と云つて可いのだがしかし右のやうな譯だから其の初稿と第二稿、第二稿と第三稿との間にはそれ／＼かなりの懸隔が量又は質の上に於いて存すべき事も容易に考へられるのだから、何れにしたところで名義抄が精撰本では無いまでも初稿本でない事は斷言出来る。さて本書が初稿本で無い以上本書の著者が序を書く可き機會は充分あり餘る程あつた筈であるから、こゝに於いて草本の序なるが故に苟且の文なりと云ふ事も云へなくなるし、又この序が未定の草稿だとも云へなくなる。まして「未暇攝思」

是以文不成章」と云ふのも當らない。しかもこの名義抄の序と云ふのは實は凡例であつて名義抄編纂の方針や其の書の性質に關して記したものであつて、この凡例に云つてあるやうな事は名義抄の著述に着手しない時からもう既に著者の考へて居る事であり編纂に從事して居る間にはなほの事かゝる考へは始終其の胸裏を往来しつゝある筈だから著者がこの凡例を書くのに、だしぬけに想をも構へないで書いたとは決して考へられない。これ位の文の内容を胸中でまとめる位の餘裕やそれを文字に書き現はす位の時間はいくらでもあつた筈である。

なほも一度考へて見るのにかかる字書を編述すると云ふやうな極めて面倒な仕事をも敢へて遂行したやうな人が、折角書いた凡例をばよい加減に自分の學力以下の下手な文として書き放しにしておき、その爲めに後人をしてこの文は苟且の文に相違なからうなど、想像を逞しくさせるやうな状態で捨てゝおくと云ふ事もまさかあるまいと思ふ。

所で名義抄の序は普通の漢文ではない。日本式の漢文であつて平安朝期の摺紳家の日乘に於いて普通に見うける文體であるから、これを「拙劣不雅」だの「未暇構思」是以文不成章などと云つて、何か正格の漢文を批評する場合に使ふやうな語で評する

と云ふ事がもうそもそも間違つて居るのである。この文體はこれで獨立獨歩し得る文體であつて新撰字鏡や和名抄などの序と同日に論する事の出來る性質の文では無いものを翁がかれこれと難しい言譯をして居られるのは案外である。かかる日本式漢文を見るのに純粹の漢文を見る場合の眼で見るのがいけないのである。こんな譯だから兎に角この文はこれを拙劣不雅だと評してはならないのであつて日本式漢文としてはこれで可いのだとすべきである。ところでこゝに問題が生ずるのである、それは何かと云ふに是善卿程の學者がかゝる凡例を書く場合にいかに苟且の際に筆を下して立ちどころに作つたにしてもかゝる日本式漢文を書かれるのであるであらうか。こんな事はもう問題にならない程判りきつた事ではあるまいか。それだのに卿が苟且の際に構想の暇も持たないで書いたからだと云つて、卿の文才を安く評價してまでも本書の序を是善卿の作とし、従うて本書を卿の著述とする理由がどこにあるであらうか。翁の説はあまりに不自然な強説と云はねばならぬ。たゞこの文は漢文を作る力、換言すれば平安朝の文人が得意として居たあの美しい駢麗文に長じない人が普通行はれて居る日本式漢文で判りやすく書いたまでの事と解釋するに何の故障があらう。かくしてこそ何の差支も生せずどこもかしこも

丸く納まる筈である。名義抄を是善卿の著述と云ひたいが爲めにこの序に就いて不合理な饒舌をするのは要するに無益の事であらう。

次に(二)の反證に對する翁の駁論は要するに卿の當時片假字が既に行はれてと云ふ事を力説せられたのであるが、遺憾ながらこの論だけでは翁の本意は通つて居らぬ觀がある。蓋し卿の薨じた年より一年前に生れた堤中納言の書いた堤中納言物語の蟲めづる姫君の話の中に「假字はまだ書きたまはざりければかたかんなにて云々」と云ふ記事が見えて居るにしても、是善卿の時もさうだつたとは云へない筈だ。況してやこの物語は決して兼輔卿の書いたものでは無くて平安朝末期のものだから愈々翁の説は駄目になつてくる。又古今集の序の難波津浅香山の歌の解釋も甚しい誤解である翁の假字本末も亦がこれには吉澤先生の精しい御説があつて雑誌「歴史と地理」の特別號平安朝の文化大正九年十一月發行に收められた論文にも見えて居るからこゝには云はない。要するに卿の當時に片假字が存して居つたと云ふ事を云はむとする翁の説は折角だが物に成らなかつたが併し片假字が卿の當時に既に行はれて居た事は翁以後の學者の發見した材料から立證せられるのだから、卿の著書と稱せらるゝ名義抄の訓が片假字で書かれてあつても構はないが如くであるがそれでもな

ほ變ではあるまい。

和訓を注するのに萬葉假字を使用した例は新撰字鏡、本草和名、和名抄だけでは無い。和名抄より後るゝ事約四十餘年、即ち圓融天皇の永觀二年に丹波康頼が奏進した
醫心方
三十卷、國書私題に寫本あるは誤りである。安政年中に勅命によつて開版せられて居る。や、同じ人が著はしたものと稱せらるゝ本草和名傳抄_{〔この書の事については信友翁の比古婆衣十七の卷全集本三に翁の精しい説が見えて居る。翁が和氣本と稱して珍藏せられた本は今當大學の藏に歸して居る。〕}もさうであるし又時代は判らないが承暦三年の古鈔本の金光明最勝王經音義も亦さうである。

一體新撰字鏡や本草和名、和名抄などが訓を書くのに何故面倒な萬葉假字を採用して簡便な片假字を使用しなかつたかと云ふに其の理由は今にしては判らないが片假字の流布と云ふことがさう普遍的で無かつた事も一つの理由として數へられるであらう。そして吉澤先生の御説に據れば片假字は延喜以前では傍訓や送假字としては用ゐられて居たが、未だ獨立して漢字の訓を書いたりするのに使用されるまでは至らなかつたと云つて居られるのである。しかも名義抄の訓は全く片假字である。三の巻の十丁裏二行目に「木賊度久佐」と書いてある希有の例もあるがこ

れ以外には氣が附かない程であるから全く萬葉假字を用ゐては居ないと云つて可い位である。さうして今云つた所に従へば卿の頃にはまだ片假字をこのやうにまで自由に使用する事は無い筈である。又名義抄の訓を見ると阿行の衣も耶行の延^エも皆等しくエ字を使用してあつてそこに何らの區別も無い、そして新撰字鏡では古今衣延辨の著者の調査したところに據れば衣延の區別を誤つて居る例は一つもないと云ふ事であるからこの事も變である。卿が名義抄を書かれたのならばよしや片假字を使用するにしても衣延の使ひ別けをせられた筈だから此の點から云うても名義抄は延喜より前の時代の人なる是善卿の著述とは云へない。尤も衣延の區別の事は卿は元來片假字で以て明瞭に書き別けをして置かれたのだが鎌倉時代に二回の轉寫を経たが爲め其の區別が判らなくなつたものであらうと云へばそれまでやあつてさうでは無いのだと反対するに足る論據も持たないがそれにしても卿の時代の書物としては訓を片假字で書いた事が既に充分怪しんでよい事である。

醫心方や本草和名傳抄が訓を注するのに萬葉假字を使用した理由は、この二書が既に假字の流布の盛んであつたらしく考へられる時代の書だから、新撰字鏡、本草和名和名抄などの場合とはやゝ異ると見られる。醫心方も本草和名傳抄もともに本草

和名に類した書であつて支那撰述の醫書や本草の書の形式を襲つて居るのだから片假字で訓を注するよりも萬葉假字で注した方が書物の體裁としてもふさはしく見え、又權威あるかの如く考へられる事などが原因して居るのであらう。殊に醫心方は奏進したのだから假字を採用せなかつたのも尤もな事だ。だからこの二書に萬葉假字が用ゐてある事を理由として名義抄のそんなに古い書で無いらしいと云ふのは悪い論法だが、とにかく漢字に和訓を注するのに萬葉假字を使用する機運のなほ存して居た事を知るには充分である。)

名義抄に見えて居る片假字の字體を調べて其の異體のものを大矢透翁の假字字體沿革資料の表に照しあはせて見ると、平安朝中期の終りごろから鎌倉初期へかけての頃の字體である事が判るが、併し字體は轉寫の際に其の頃一般に行はれて居る字體に書き改められる事が想像出来るからこれは問題とするには不適當である。

(序だが前回の拙稿中九頁觀智院本について記す時「國寶のこと」と云つておいたが間違ひであつたからこゝに訂正してこの七字を除く。)

類聚名義抄に就いて（三）

岡田希雄

五

以上述べて來た通りに此の二反證は有力であつて翁の駁論の到底敵し得ないものである事が今や明かになつたが既に翁の説は傍證も其の價値のない事が判つて居るのだから今では本證だけが全然孤立する事となつた。そして翁が是善卿説を唱へられる爲めの本證とも云ふ可きは前に云つたやうに西念寺本の端書や仙字篇

の説及び眞言宗の僧の説の三つであるから、今西念寺本の端書や鉢字篇を吟味して、かかる説の出所を吟味して、其の信用するに足らない事を明かにすればそれで翁の説は當然全く崩れてしまふ譯である。

ところで此の鉢字篇と云ふ書であるがこれは餘り名を聞かない書であつて當大學の圖書館にも藏して居ない、無論府立圖書館には無い、京都市内の有名な佛書専門の書肆二三軒にも尋ねたが知りません、見ませんと云ふ答へであつた、しかし義門法師の奈萬之奈五丁右上の巻にも見えて居るのである。自分が鉢字篇を見る事の出來ないのは頗る遺憾であるが併し信友翁の言によると享保二十年に河野漣窓と云ふ人が書いたものであると云ふ事だから極めて時代は新しい。鉢字篇の時代が新しいからと云つて直ぐ同書に見えて居る名義抄の著者に關する説までが新しいと決めてしまふのは速断に失する嫌ひがあるかも知れないが、さりとてさう古い傳説を傳へたものもあるまいとも考へられる。どう云ふ根據があつてかかる説を書いたかと云ふ事を書いて無いのだから、其の出所が疑はれ従うてこの説の價值までが疑はしくなるのである。

又一方の西念寺本の事が第一に西念寺の所在地が信友翁や與清翁の間に問題

となつて居り、信友翁は「嘗聞美濃國有西念寺宗親鸞蓋此乎」と疑ひ、興清翁は「高田家中某令寫之者也」と奥書にあるところから「蓋越後などの僧寺にやありげん」と云つて居られるが自分にも其の所在地はどこか判らない。一體西念寺といふやうな名稱は寺院の名稱としては最もありふれたものであつて、他力本願の淨土宗や真宗以外にもこの名稱をもつ寺院があるのであつて、大日本寺院總覽を檢するとこの名稱をもつ寺院の無い府縣は殆んど無いのであつて、美濃國にも四箇寺あり越後にも六箇寺あると云ふやうな状態であるから、名義抄に關係ある西念寺がどこだと云ふ事はなかく判るものでは無い。又西念寺がどこに在つたつて差支へ無いのだつまるところかゝる事はかれこれと喧しく云ふ程の價値も無いのだからこれは、これ以上顧みる必要がない。それにしてもこの西念寺本の端書が何時書かれたかゝ問題である。そして信友翁はこの本の端書も奥書も皆な共後人所識也」と云つて居られるが、其の後人と云ふのが何時頃の人をさすか、又かゝる推斷を下された理由が何であるかも判らないが、自分は「高田家中」の語のあることよりしてこの端書や奥書は徳川時代になつてから書かれたものと想像するのである。さうして見ると西念寺本に見えて居る名義抄の作者に關する説も又さして古くは無ささうに考へられる。但し

今程鈔字篇の場合に云つたやうに西念寺本の端書は徳川時代になつて書かれたにしても、かかる説は古くからあつたのかも知れないと云ふ疑ひも生じてよいのだがまづくこの西念寺本に見えた説も新しいものと見てよからうと思ふ。但しもとより確かな理由があつて云ふのでは無い、有體に云へば實はたゞ何となしに主觀的にさうであらうと考へるまでの事である。だが貞和二年六十九歳で示寂した虎闘禪師を節用集の著者とする説が徳川時代の中葉になつて初めて現はれたり、又五十音圖の製作者を奈良朝の吉備眞備公だとする説が南北朝の末頃になつて初めて飛び出したやうな先例もあるのだから、名義抄の著者を是善卿とする説が何等合理的な條件をも伴はずに徳川時代になつて現はれるやうな事があつても少しも不思議ではないのである。だからよしや鈔字篇の著者や西念寺本の端書の筆者の時代に發生したのではないにしても、この説の出現は古くは無からうと見てもかまはない、そして自分は其の出現の古からぬ事を信するのである。要するに鈔字篇や西念寺本に見えた説の出所は極めて曖昧であるから、たとひ眞言宗の僧が二人までもこの説を裏書しても「二人言如出一口、必非無稽之言」と喜ぶ必要もあるまい。

〔因みに、上野帝國圖書館本名義抄佛上の卷の卷尾に菅家世景錄多分玉田永教の管

家世系錄の誤りだらう)の記事だとして是善卿の略傳を載せ、さて著述目録を掲げて家集令義解、文德實錄、貞觀格式、高雄山釣鐘之銘等の事が書いてあり、其の貞觀格式の次に類聚名義抄十卷と見え注に「是善公作今世ニ無シ」とあるのを見れば世系錄の著者は名義抄の質物が現在にも存在して居る事は全然知らないのだが是善卿の著述としてかかる書があるのだと書いたらしくから此の事から、是善卿が名義抄を書かれたと云ふ傳へは或ひはやはり古くからあつたのではあるまいかとも考へられるが併しかかる事は世系錄以外の書には、卿の傳記を書いたとの書にも見えないのでから信用も出来ない。卿の著述としては今は亡びてしまつて居るにせよ有名なのがあるのに其れは漏して卿とは何の關係も無い令義解「是善卿の父の清公卿は關係して居る」を擧げ又卿の純粹の著書で無いものまでも擧げたりする程の世系錄の事だから——この書は總體學術的價値の極めて乏しい俗書である——頗る怪しいものだ。しかもこの名義抄に關する記事は文化六年に出來て同年開版せられた流布版本世系錄上巻の二十七丁裏には見えて居ないのでから一層可怪しい。まさか上野圖書館本名義抄の筆者のさかしらでもあるまいと信ずるが確かな事は判らない。」

六

近世考證學者の隨一として有名な信友翁の名義抄の著者及び時代に關する説、それに對する自分の考への大體はざつと右のとほりである。が其は後に述べ事もある。そしてこの翁の考説が書きあげられたのは文政三年十一月であつたが此の年の夏江戸の清水濱臣翁は京都に來て觀智院の名義抄を親しく覽て其の見たところを遊京漫録に記したのであつた。そして彼の説は名義抄は延喜以後のものなるべしと云ふのである。今遊京漫録百家讎林に收めらるから其の説を抄出して見よう。

東寺の觀智院に類聚名義抄の古鈔本あるよしはやくより聞きおきたれば、しるすちをもとめて行き見ぬ、ひねもすくりかへし見て、おろくうつしとりぬ、菅原是善卿の撰と聞きおけどさにはあらじ、延喜以後の物にてかならず法師の手に出來せしなるべし、佛法僧の三字にて卷のついでなせるにてもしる。

即ち其の説は信友翁のとは全然異つて是善卿の撰にはあらじ延喜以後の書なるべしと云ふのである。しかし乍ら積極的に何時頃のものと限定しては居ないし、又延喜以後の書なるべしと推定した理由も述べて居ないから甚だ物足らぬ。だが卷の順序を佛法僧で次第して居る事を根據として名義抄が佛僧の手になつたものと

断定したのは卓見と云つてよからう。此の演説によつてそれをいくらか限定したらしいのが奥清翁の説である。

奥清翁の考へは其の類聚名義抄索語の序に見えて居るのだが、此の書は寫本でしかも流布のまれな書であつて今のところ親しく見る事は出来ないから國語學書目解題から孫引して見るに、

按に體裁延喜以前の書とは見えず、されど曾丹集、散木集、次郎百首、空穂物語などの物語に引證すべき事おほかれば堀河鳥羽の御代より下れるものにはあらじ、と云ふのだがこの説は其の結論は兎も角もとしてかゝる結論を得る爲めの考證の過程は少し辻褷が合はないと云ふ感じがせないでも無い。と云ふのは堀河鳥羽崇徳三帝頃の歌人源俊賴大治四年には恐くは七十歳であるの家集散木集や其の鳥羽天皇の永久四年にあつた次郎百首の歌の用語がかなりにこの名義抄により引證せられるから従つて名義抄の出來たのも堀河鳥羽二帝の御代を下る事あるまいと云ふのは無理も無さきうな論法であるからそれで可いが、曾丹集の難語や空穂物語中の用語が名義抄で引證せられるから堀河鳥羽二帝の頃を下る事は無からうと云ふのは甚だ變である。曾丹即ち曾根好忠は人も知る如く圓融天皇の御代の頃に世盛りであつた歌人で、寛

和元年二月十三日に行はれた圓融院の紫野子の日の御遊びに若殿上人達に散々さ
いなまれた時は、今昔物語によれば既に老翁であつたのだから彼の歌の用語は枕草
紙や源氏物語に比しては少くとも二三十年は先であるし、又空穂物語も普通に其の
時代は村上圓融二帝の御代の頃であらうと云はれて居るのだから其の曾丹集や空
穂物語の用語が名義抄により引證せられるから名義抄もほゞ圓融帝の御代の著述
であらうと云ふならば聞えるが百年餘も後の堀河鳥羽二帝の御代を下るまいと云
ふのは餘程理窟の通らぬ論法であると云はなければならぬ。さは云へ翁の眞意は
散本集や次郎百首の語が引證せられるから堀河鳥羽二帝の御代を下るまじと云ふ
のであらう。併し體裁延喜以前の書とは見えずと云ふのは果してどう云ふ理由に
基づくかは想像出来ない。翁の著書として目鼎いものは「應しらべて見さて翁が類聚名義抄索語を編纂せられたのは信友濱臣の二學者が其の説を發表せられた文政三年に後るゝ事十四年の天保四年であつた。

七

名義抄の著者若しくは時代に關する説の第三は狩谷被齋翁及び木村正辭博士の
説であつて被齋翁は其の名著箋注和名類聚抄の卷頭にある校例提要で和名抄に廣

略二本のあることを述べ翁自身は略本即ち十巻本を以て著述せられた當時の面影を傳へた舊本と考へると云ひさて、

然類聚名義抄、伊呂波字類抄、間有似據二十巻本○即ち廣本著者

と云ひ又其他の所にても

類聚名義抄、伊呂波字類抄二書、普取譯語諸書分類成書、源君書

○即ち和名抄亦在其中一ノ一
和名抄

按類聚名義抄所訓多與廣本合、其書蓋就廣本分類也

一ノ四
一九

などと見えて居るのだから名義抄は和名抄に據つたものだと考へられた事は確かである。そして木村博士も其の説であつた。自分の氣がついた範囲内では萬葉集文字辨證上卷三頁に其の説が見えて居るのだが單に、

抑名義抄字類抄の二書は本草和名、和名抄其外諸書の訓を探て載せしものなるを云々

と云つてあるだけである。なほ此の他にも明治三十年十一月及び三十一年七月の學士會院雜誌と云ふものに我國の僻書に關する博士の論文が出て居ると云ふ事だから定めし名義抄の事も見えて居る事であらうとゆかしく感せられるが遺憾ながら見る由もない。がとに角博士がかかる説を云はれるに至つたのは和名抄と名義

抄とを精細に比較研究せられた上の事であらうと思はれるが、もし東京帝國大學の
保科教授の國語學小史頁七十に

類聚名義抄……此作者はハツキリ分りませんが菅原是善卿だといふ説です。
本村翁は是は和名抄の訓を盡く取てあるから、和名抄以後のものだらうと言は
れて居ります。

と云つてある通りだとすると博士がかゝる結論を得られるに至つた筋道が少々不
充分である。蓋し自分が前から屢々云ふやうに訓だけの一致ならばよしや皆が皆
まで一致したにしても此の事實だけでは其の二書の間に密接な引用關係即ち親子
關係があるのだと斷定を下すのに充分で無いからである。で若し博士が國語學小
史に云つて居るやうな理由からかかる結論を得られたのならば其れは推理の過程
が不充分だと云つて可いのである。しかも博士の説も恐くは校齋翁から出たもの
ではあるまい。博士は自ら云つて居られる通りに〔註下卷七八頁〕箋注和名抄は早くか
ら見て居られた筈であるし、又御自分の創説と云へば常に其の由を明かにことわつ
て居られるのが例であるのに、名義抄の事に就いては別段其のやうな事も云つて居
られないのだから自分はさう思ふのである。だがそれにしても學士會院雜誌を檢

する事の出来ないのは反すべくも殘念である。

以上述べたところが即ち名義抄の時代なり著者なりに關する先哲の説であるが、なほ此の他にどのやうなのがあるかを瞥見して見るのに小中村清矩博士の説があつて皇典講究所講演百四十九號國文論纂中にも轉載せられてゐるに載つて居るが其れを見ると是善卿の著述と云ふ事だけは流石に疑つて居られ乍らそれでもどうしたものか知らないがなほ延喜以前のものなるべし」と云つて居られる。濱臣、興清、校齋等の大人達の後に出ながら逆行せられた觀がある。そして國語學書目解題明治三十五年六月刊行、但し國語學書目解題は三十年頃なり云々、國語學小史明治三十一年八月刊行、國書解題は明治三十二年十二月刊行、本語學史明治四十一年十月刊行などの諸書もいさゝかづゝ名義抄について記述して居るが何れも信友與清の二翁及び木村博士の説をあげたまゝであつて、一しかも校齋翁の説をあげて居る書の一つも無いのは不思議だ——かうと解決を興へて居るやうな書は一つもない、中には是善卿の著述だときめてしまつて居るものさへある。藤岡作太郎博士の平安朝文學史の源順朝臣傳のところ二七〇頁にも延喜以前のものならん。

とあるがこれは恐くは小中村博士の説に據られたまでの事であつて別に深い理由

が存するのでもあるまい。

ところで先程から述べ來つた諸説の中で信友翁の説の駄目であることは勿論だが小中村博士のも可くないやうだ。しかし自分が然か云ふ理由は信友翁の説の批評の中に籠つて居るが上に再び後にも述べる事があるからこゝでは省略する。そして他の二説にしても其の結論は餘りに大まかであるが上に一方は堀河鳥羽二帝の御代を下るまじと云つたゞけで和名抄との關係を説かず、他の方は和名抄との關係は説いても其の時代に就いては云ふ所が無いと云ふ風であるから極めて物足らぬ。與清翁は兎も角もとしてあれ程音韻學者として和名抄や名義抄の研究の深かつた筈の棱齋翁や木村博士が和名抄、名義抄の關係を説かれたゞけで別に精しい説も發表せられなかつた事は學界の爲めに惜しい事である。

名義抄に對する諸先哲の研究では、要するに與清棱齋二翁の説が最も見る可きである。そして自分は名義抄の著述年代については此の二先哲の説を折衷して名義抄は鎌倉時代の初期か或ひは少し古くて平安朝の末期頃かに和名抄其の他の書を材料として著はされたものであらうと考へるのであるから別段新しい所と云つてはどこにもないのだが、それでも幾分なりとも先哲の説を補うたり訂したり出來

る事も或ひはあるかも知れないと思つてこゝに屋上さらに屋を架せんとするのである。

八

自分は既に伴信友翁の名義抄是善卿著述説を駁し又小山田興清、狩谷棟齋二翁や木村正辭博士の説をも批評したが、それらの諸説を駁したり若しくは批評したりする場合にも専ら消極的の態度をとつた積りである。今はいくらか積極的に名義抄の時代や著者に關する自分の卑見を述べて見よう。そして其の爲めには煩はしいやうだがも一度是善卿説の否定から始めなければならぬ。蓋し名義抄の時代や著者の考證にはどうしてもこの先入主となつてうるさくまとひつく是善卿説を顧慮せずには居られないからである。

(一) まづ三代實錄卷三十八元慶四年八月三十日の條國史大系本五四五頁を檢するに卿の著書が六部あげてあるが名義抄の名だけは見えて居ない。一體名義抄は前にも云つた通りに完全に精撰せられた書では無くて所謂草本ではあるけれども決して初稿本などと云ふ可きものではなくこの儘で纏つた一部の書として獨歩し得るものであるから、これが卿の著述であるならば他の東宮切韻、會分類集等が卿の著書として數

へられる以上は名義抄も同等に取り扱はれて三代實錄に其の名が掲げられて然る可きである。しかも名義抄だけは何故か漏らされてあると云ふのは餘りに片手落ちなり方では無からうか。三代實錄は主として大外記大藏善行の手により編纂せられたものではあるとは云へ、又其の奏進が延喜元年八月二日の事で、あつて菅公の左遷に後れたこと約七箇月であつたとは云へ、菅公も亦其の左遷せられない以前は正三位右大臣としてこの書の編纂委員の一人であつたのだから、一部でも多く父君の著述を擧げむとせられる事はあつても名義抄だけを書き漏らされる筈は萬々無からう。かへつて父子の情としてはたとひ不完全な書物であつてもそれを父君の著述として擧げられた事であらうと思はれる。そして三代實錄には名義抄の名が見えて居ないのだから此の一事でもつても明かに名義抄が是善卿の著述で無い事が判るのである。

(二) なほ又名義抄を是善卿の著述とすると、此の書は平安朝時代の文献には何らの所見も無くて漸く四條天皇の仁治になつてから慈念が著者の自筆草本と云ふものを書寫して居るのだから、略四百年足らずの間は、著者の自筆本と云ふのが世間から隠れて居り仁治になつて始めて突然世に現はれた事になるがこれは少々首肯し

難い事柄では無からうか。尤も紀貫之朝臣自筆の土佐日記と云ふのが蓮華王院の寶藏中にかくれて居り三百年後の文暦二年に藤原定家卿の目にとまつたと云ふ珍らしい例もある事だからかかる事があながち無かつたとも斷言は出来まいが併しこの奥書の趣から察しても名義抄が其のやうな事情のもとに置かれて居たと云ふ様子は少しも見えて居ないから怪しい。慈念の奥書には

仁治二年九月六日於賀茂庵室交點畢凡此書者以作者自筆草本書寫之間文字前後或重々定有糾繆乎尋清書之證本追必可交合之

釋子 慈念
生年
三十六歳云々

とあるのだが三十六歳であるつきの二字は原本では略筆でしかも續け書きしてあるのでよくば列定しかれるが多分云々の二字であらう。 作者自筆草本云々と書いてある事から慈念がこの奥書を書いた時の事情を想像して見るのに彼が此の書の著者が誰であるかをよく知つた上で作者自筆草本云々と書いたのか、それとも誰と云ふ事を知らずして書いたと見るべきであるかの二者何れか一つであらうが自分は慈念が著者の誰なるかを知つて居て書いたものと考へる。蓋し作者自筆草本と書いてあるからさう判定するのである。作者が誰であるかも知らないで其の本が作者の自筆の草稿本であるかどうかを知る道理は無い、作者について知るところがあれ

ばこそ其の作者の自筆本だと明言出来るのでは無いか。だから自分は慈念は名義抄の著者の何人であるかに就いては充分知つて居つたに相異ないと考へるのである。しかも其の彼は名義抄の著者が誰であるかと云ふ事も云つては居ないので無いが、彼が著者を知りながら誰々と言ふ事を明瞭に書く事をしなかつた理由に至りては何れ後になつて述べる機會もあらうから今は述べる事をやめるが、兎に角もし名義抄が事實是善卿の著述であつたやうな場合には慈念がそれを書かずにだまつて済ましたであらうか。つらく考へるのに當時は素性も知れない書物でも又下らない書物でも珍書として仰山らしく可祕々々と云つて獨り悦に入つて居るやうな風の多かつた時代であつた。だからまして名義抄の著者が若し鑑験いやちくなる天滿大自在天神北野聖廟の父君、文章博士菅原是善卿の著述であるならばどうして彼が黙つて居よう。彼が餘程の旋毛曲りでも無い以上は書く可からずと禁止したところで其の由を書かずには置かないのは必定である。そして又慈念の見たのは著者の自筆草本であつたのでは無いか、名義抄が是善卿のならば慈念はまさしく卿の真筆本を謄寫した事になるのだから彼の喜びや誇りはどうであつただらう、想像も出來ない程であつたに相異ない。平安朝末に於て藤原通憲に師事して博學

無雙あまつさへ其の性質頗る驕慢であつた宇治の悪左府ですら藤原佐世の眞筆本なる古今集註孝經を手にしてさへ「佐世我胡博士所選也」^{卷九}其七卷佐世草本也了皆有點也世之寶物如之」と云つて限り無く喜んだ台記康治二年四月十四日
峰史料大觀本八八頁では無いか。慈念が驚喜したところで無理も無い話である。そして驚喜した以上は彼としてそれを黙つて居られるであらうか。云はずして明かであらう。然るに此の奥書には其のやうな様子は少しも見えない其の上彼は名義抄をさ程有り難いとも思つて居なかつたと見えて「文字前後或重々定有紕繆乎」と無遠慮な批評の言を放つて居るではないか。名義抄にして卿の著述ならば慈念輩がかゝる評をなす可くも無い筈である。要するに此の奥書一つからでも名義抄が決して卿のもので無い事を知るに充分であらう。

以上述べたやうな次第で名義抄が是善卿の著書で無い事はほゝ判つたが、次に今度は名義抄の内容から名義抄が和名抄より後の時代のものである事を論證して見よう。

類聚名義抄に就いて (四)

岡田希雄

九

まづ名義抄には和名抄のに比べて新しく見える言葉が往々にして散見する。

硯は和名抄五ノ二に須美須利と訓んで居る。蓋し墨磨スミマツの義である。そして須々利は東雅ニノニ九二頁や箋注和名抄の説の通りに須美須利の急呼であらうだから從つて須々利は須美須利よりは後に出来た言葉と見るべきである。尤も宇津保物語や源氏物語等にも須々利と云ふ語は見えて居るのだからさうは新しい語でも無い事が知られるが兎に角他の語の場合には俗語をあげて居る事の多い和名抄であるのに須美須利の一訓だけしか挙げて居ない所を見ると順朝臣の當時にはこの語のまだ無かつた事、よしんばあつたにしても俗語と認められるまでにさへ至らなかつたらしい事がほゝ見當がつく。そして名義抄六ノ二にはスマリ、スマシリの二訓が一緒にあげてあつて、しかもスマリの方が先きに記してある。

硯は和名抄五六ノ四に岐沼伊太と見えて居るが源氏物語や名義抄六ノ一にはキヌタと

見えて居る。キヌタは丁度硯の場合と同じくキヌイタの急呼であらうからキヌイタよりは、後の時代に出来た事と思はれる。伊呂波字類抄〇ノ八に「キヌイタ擣衣石也」とあるのは和名抄をそつくり寫したのであるから字類抄の當時キヌタと云ふ語が無かつたと云ふ事は云へない。

狗尾草は和名抄四十ノ三に惠奴乃古久散と訓んで居るが字類抄一ノウにはエヌコクサ字鏡集にはエノコクサ尤も字は草冠に秀を書いた字、若しくは木偏に秀字を書いた字をさう訓んで居るとあり、夫木和歌抄卷の二十八所引藤原爲家の貞應三年百首にも「ゑのこ草おのがころ／＼はに出でゝ秋おく露の玉やどるらむ」と云ふ歌があり、名義抄八ノ二も同じくエノコクサと訓んで居る。エヌノコクサに比べてエノコクサの方が後のものらしい事を考へるのは無理も無からう。(字類抄も正宗氏の膳寫版本及び當大學國語國文學研究室所藏古寫本にはエヌコクサとなつて居るが伴信友翁の動植物名彙に引用せられてある本にはエノコクサとあるのである。)

繁葉は本草和名上卷四六ノ六 下卷三九ノ五和名抄九ノ五新撰字鏡七ノ二二ノ六等には何れも波久倍良と訓んで居るが名義抄三ノ五には

繁葉 繁葉二音、ハコヘラ、上カラヨモキ、下ハクヘラ、又音趁

類聚名義抄に載いて

とあるから現今ではハコベと云つて居る草にハコベラ、ハクベラの二語のあつた事が判る。そして字類抄一ノ五も亦ハコベラと訓んで居る。なほ名義抄以後のもの例へば字鏡集になると麿一字をハコベと訓んで居る、ハコベはハコベラが略せられて出来たものなる事は云ふまでもない。(敷田年治翁の音韻啓蒙上巻四五ナに波久部良と書いてもハコベラと訓まなければならぬと云つて居る。音韻啓蒙よりも先きに出来た黒川春村翁の音韻考證、木村博士の萬葉集字音辨證もこの説であるが此の説も成程一理はありはするが今の場合には賛成出来ない。蓋し名義抄にハクベラ、ハコベラの二語が見えて居る以上ハクベラと云ふ記の存在して居た事に疑ひは無いからである。)

狐は弘仁年中に薬師寺の景戒が著はした日本靈異記上卷、真爲妻令生子縁第二本草和名下卷和名抄七ノ六膺心方一ノ六本草和名傳抄等の諸書には何れも岐都禰とあり、字類抄八ノ七にも狐、野干等をキツチと訓み又八ノ七にも「及化、キツチクサ」と見えて居り、名義抄にも及己音以キツチグサ

四ノ七ウ一

苦參 クラ、マヒリクサ、キツチサ、ケ

八ノ四オ一

とあつてもとよりキツチと云ふ語もある事はあるのだが同時にこの二書では別に

クツネと云ふ語も見えて居る。即ち字類抄久之部六ノ三に「狐、クツネ」とあり、名義抄ノ三六四には

狐 音胡、キツ子、ヒトリ、野干也、クツ子、和去

とあるのである。そして天仁二年の童蒙頌韻四〇にも「墟孤嘔鶴」の四字を
ユコノツカノクツネコスウトクサニナリ

と讀んで居る。かやうにクツネと云ふ語が文献に現はれたのは時代から云へば明かにキツネよりも後であるが上に此のクツネはキツネと云ふ語が音の逆行同化Regressive assimilationを起して生じたものと考へられるから、何れにしてもキツネよりはクツネの方が新しかる可き事が想像出来る。鹿持雅澄翁の萬葉集品物解五貳にも「くつねと云、けつねと云は後の轉訛なり」と見えて居る。

柿は名義抄三ノ五五十九に

柿 普廢、コケラ、俗云ケ、ラ

と見えて居り字類抄ではこの語が古之部と計之部の二箇所に載せられて居り、計之部即ち七の卷三丁裏には木偏に兩と云ふ傍を書いた字を擧げて

ケ、ラ、削木細片曰一

類聚名義抄に就いて

と注し又古之部セノ四ニウ七には

棟一本柿に作る) コケラ、削木細片曰一

と記して居る。ところで木偏に兩字を書いた字は餘り見當らない字であつて、啓成社の大字典などには出て居ないが玉篇や類篇を引いた康熙字典に據ると力掌切或ひは里養切とあつて、松脂也と注してあるから、この字に木の削り屑と云ふやうな意味は無い、だから字類抄が削木細片と注した事はいみじき僻事である、併しこれは恐く字類抄の著者は知らない所であつて多分十中八九、柿と云ふ字と字形が類似して居るために生じた轉寫の際の誤りであらう。次に又名義抄も字類抄とともに柿字を削木細片の意味でコケラヌはケ、ラと訓んで居るがこれも間違ひである。柿は即ち柿カキであつて赤い果實の生る木の名であるからコケラヌはケ、ラとは全然違ふ。これも柿は俗體を柿と書き其の柿音は土では削木細片と云ふ意味の棟字の一體なる柿音は普釋の風であると字形が酷似して居るので間違つたものだらう。否或ひは間違へたと云ふよりは當時、字形のよく似たこの二字は區別せられずに使用せられたのかも知れない。この二字の字體の相異はシの音の時は傍が五畫となりハイの音の時は中央が棒となつて四畫となるだけの事である。こんな具合で兎に角字類抄名

義抄の二書がコケラ、ケ、ラに當てた漢字こそは嚴密に云ふと穩當では無いと云へるが併し柿にコケラ、ケ、ラの二訓を注して居る事は疑ひもなき事實である。そして和名抄五ノ八四ナは如何と云ふにこれには古介良の訓はあるが介々良の訓は無い。(字類抄に削木細片とあるのは和名抄に謂削木之朴所出細片曰柿也とあるに據つたものである。) しかるに鎌倉時代の字鏡集には

柿 コケラ、ケケラ、シル

とあるのを見ればケ、ラがコケラよりは新しい語なるべき事が容易に想像出来る。恐くこれも昔の Regressive assimilation により生じたものだらう。

大工道具の一つにカンナと呼ぶものがあつて漢字では普通鉋字を當てゝ居るが、古い時代に於いては鉋字(鉋の正字であつて字書には短矛也とあるから正訓は奈太である)を當てゝ訓もカナと云つて居つたものである。だから萬葉集卷七にも

眞鉋持弓削河原之埋木不可顯事不有君

(まがなもちゆげのかはらのうもれぎのあらはるまじきことゝあらなくに)

又

竹島乃阿戸白波者動友吾家思五百入鉋染

(たかしまのあとしらなみはさわげどもわれはいへもふいほりかなしみ)
とあるし、又新撰字鏡にも

鏹 初鷹反削也、又上平、木鐵也、加奈

(六、二六丁オ七)

鏹 加奈

(十六、三一丁ウ五)
(十一、廿丁オ四)

と見え和名抄五ノ八にも

鏹 唐韻云鏹。音斯加奈辨色立成用曲刀二字、新撰萬葉集用鉗字、今案鉗字所出未詳、但唐韻有鏹字、視遮反、一音夷、短矛名也、可爲工具其義未詳、平木器也、
釋名云、斬有高下之跡、鉗以此平其上也、

と云つて居るし、又菅公が寛平五年に撰ばれた新撰萬葉集には、順朝臣も云つて居る
通り屢々鉗字をもつて哉の訓に借り用ひて居る。例を擧げる程の事もないが二つ
三つ、

淺綠野邊之霞者裏鞆已保禮手匁布花櫻鉗

二丁左

鸞之破手羽裏櫻花思隈無早裳散鉗

四丁右

白雪之八重降敷留還山還々曾老丹藝留鉗

一七丁右

ところが名義抄八ノ五を見るとカナとは訓まずにカンナと訓んで居る。

鉢

音支
カナタ ホコタタチ
ヲサム ケツル カレナ カチ
コテ トル

カレナ原本ではレが今の片假字のレの如く銳角には書いて無くて寧ろやゝ鈍角めいて居る。これはレと書く可きところが筆の具合でかくの如く成つてしまつたのである事は云ふ迄も無い。そしてレはシ字の古體である。」は即ちカンナである。さてカナとカンナとは言葉として二者の何れの方が古くてどちらの方が新しい語であらうが。カンナがカナの訛言である事はこれも云ふ迄も無いから、カンナの方がカナよりは新しい語である。であるからカナと云ふ語のある和名抄よりもカンナと訓んで居る名義抄の方が時代は新しい筈である。尤も金偏に傍を延字にした文字は和名抄五ノ七名義抄八ノ五とともにロクロガナと訓んで居るが併しロクロガナの語があるからと云つて名義抄の當時にカンナと云ふ語が無かつたと云ふ證據にはならない。蓋し二語が熟合して一語が生ずる場合には聲音變化の生せずには濟む例もあるからである。甚だ拙い例ではあるが桶タケ肥桶ヨコニの如き例もあるのである。要するにカナをカンナと云つて居る以上は名義抄は和名抄よりも新しい事は争はない。カナがいつ頃からカンナになつたかは今から考へるのは無理だが藤岡作太郎博士が高倉天皇の頃よりやゝ以前に成りしものならんと推定す」國文學全史平安朝編六〇七頁と

云はれた、大鏡卷の二藤原時平の後、國庵大系本四九七頁にも

たくみどもうち板などいとうるはしくかなかきて罷り出でつゝ云々
とあるのである。因みに名義抄八ノ六五十四に金偏に典字を書いた字をカナと訓んで居る
のがあるが此の字は新撰字鏡六ノ二六五や康熙字典を查へるならば直ぐ判る通り釜の事
であるからこゝのカナはカマの誤寫である。マとナの間違ひは名義抄中往々見う
けるところである。なほ念の爲め字鏡集を檢して見ると

鋸	鉛 同	鏹	鎌 同	鋸	鉛 同	鏹	鎌 同
カナ正		カナハ		ホコ		ロクロガンナ	
ノコキリ		カヌハ	カシナ	ロコロガ		キサム	
カムナ		タテ		ク		シクム	

と見えて居る。既にロクロガンナとさへなつて居るのである。

鋸は和名抄五ノ八七に

鋸 四聲字苑云鋸(音據、能保木利似力有齒者也)
と見え新撰字鏡も

鋸 六ノ二五ウ八

鋸 六ノ二六ウ一

鋸 六ノ二六ウ二

鋸 六ノ二九オ三

錯 六ノ二九ウ三 錢鑑 六ノ三一ウ七

等の字を悉く乃保支利と訓んで居る。籠注和名抄に據れば延暦二十三年注進の太
神宮儀式帳にも矢張り乃保支利と見えて居ると云ふ事である。然るに名義抄では
金偏に樂字を書いた文字 ○六ノ二をノホキリと訓み鋸牙 ○六ノ五八メをノホギリバと訓んで居
るが又

鋸 正音據、一名搶、ノホキリ

カナシキ、吳去口

(八ノ五八オ一)

倨 ノコキリ

(一ノ九メ七)

とあり、金偏に氏を書いた字や鉗を成支反、ノコキリ、マサカリ ○六ノ五とも云つて居るの
である。では字類抄はどうなつて居るかと云ふと五の卷八十一丁裏に

鋸 ノコキリ、似刀有齒也

とあつてやはりノコキリである。この字數抄は板齋翁や木村博士も注意して居ら
れる通りに明かに和名抄に據つたものであつて、此の鋸の事も全く和名抄の注文を
其の儘寫したに過ぎないのだが、それでもノホキリとは書かずにノコキリと書いて
居るのを見ればノコキリがノホキリよりも新しい語であるらしい事は判り、従つて

名義抄が和名抄より後のものだらうと考へられるやうになる。「長元五年九月廿九日承御室仰了」と云ふ記事があり、長寛二年三月十九日に書寫したと云ふ奥書のある石山寺の大般若經音義や、鎌倉時代のものだらうと云はるゝ平他字類抄_{雜物他}の二書とともに鋸字をノコギリと訓み居り例の字鏡集には

鏡*	ノコキリハ	鏡 ^{カタ}	鍊同
鋸	ノコキリ		
ノコキリ		モチ シチ ノコキリ	
鋼		カナ正 ノコキリ カムナ	鍊同

などとあるのである。

魚のナヨシは普通に鰯字を書き本草和名_{下ノ二五六}和名抄_{八ノ一七八}本草和名傳抄、伊呂波字類抄_{五ノ一}等皆ナヨシと訓んで居り新撰字鏡_{九ノ五}は魚偏に巣字を書いた字を奈興之と訓んで居る名義抄にも字こそ様々となつて居るが四箇所_{十ノ二カ三、四}にナヨシの語が見えて居るが同時に五丁裏四行で魚偏に各字を書いた字動植名彙_{四九二頁}には魚偏に冬字となつて居るが其の誤りなる事は康熙字典で證明出来るをナエシと訓んで居るがもしナエシがナヨシの事だとすればナヨシより生じた訛語ではあるまい

か。(字鏡集にはナヨシと云ふ語は多く見えるが此の字は單に魚名と注してあるのみで訓は見えて居ない。)

龍膽科の水草にアサマと云ふのがあつて鳶葵二字若しくは草冠に行を行を書いた字を訓んで居るが名義抄八ノ一に草冠に衡を書いた字をアサマと訓み同時にワサマと訓んで居るが、ワサマは本草和名上ノ三和名抄九ノ三字類抄八ノ三等には見えない言葉である。

和名抄八ノ三に實物の属性の説明は無くて單に字流理古と云ふ魚が見えて居り細魚と云ふ字をさう呼んで居るから、小さい魚の名らしい事が考へられるので箋注和名抄には小野氏曰、越前足羽川産小魚状似蝦虎魚大一寸許呼伊左々一名字流理古云々と云つて居るが併し其の是非は判らぬ。だがそれはそれとして此の魚は伊呂波字類抄にもウルリコと見えて居るのに名義抄十一には「細魚ウルリコ」と見えて居る。ウルリはウルリコから生じた言葉では無からうか。

蓮は今はハスと呼んで居るが昔はハチスと云つて居た。それで古事記雄略天皇の段に見えた赤猪子の歌に

久佐加延能伊理延能波知須波那婆知須微能佐加理毘登々母志岐呂加母

とあるのをはじめとして

(萬葉集卷の十三) 御佩乎劍池之蓮葉爾澤有水之往方無云

(古今集卷の三) はちす葉の濁りにしまぬ心もてなにかは露を玉とあざむく (僧正通昭)

(本草和名下卷) 藕實、一名蓮、一名菌蕡、一名蓮華、一名扶容、葉名荷、和名波加知須

乃美 (源文は長いから必要な所だけを引用した、なほ
波加知須乃美の加の衍字なるは云ふ迄もない)

(和名抄) 波知須乃美 (九ノ七) 波知須乃禪 (十ノ七) 波知須乃波比、波知須乃久岐 (六ノ七)

(醫心方) 四ノ六 藕實、和、波知須乃美

(本草和名傳抄) 上品之集 藕實、和、波知須乃美

其の他諸書に所見が多い。ハチスは蓋し、蓮房の形がよく蜂房に似て居るから蜂巢と云ふのであらう。そしてこのハチスをハスと云ふのは萬葉集品物解 (七五) に「後世に波須と云はその轉略なり」とある通りであらうから何れにしても波知須よりも波須の方が新しい事は明言出来る。そしてこの波須と云ふ言葉が現はれたのは何時頃がらかと云ふとはつきりした事は無論判らないが

(散木集) 上ノ四 雨ふればはすのたち葉にゐる玉のたえすごばるゝわが涙かな

(爲忠朝臣百首) 上蓮 ひまもなくはすの浮葉はちかふれど夏もれいづる池の水浪

(同)

右程もなく露はけぬれど千歳ふる龜こそ宿の池のはすはに
などと見え(枕草子にも出で居るが何分散文の事だから確かな事はわからぬ)伊呂波宇類抄波之部卷の一
ノクキ、ハチスノ子、ハチスノハナ等八箇所でハチスと云つて居るが別に五〇六

荷 音何ハチス亦ハス俗

と云つてハチスにバスと云ふ俗語のある事を認めて居り字鏡集にもバスの語があるものである。そして名義抄は如何と云ふに卷の八の三丁にハチスと云ふ言葉が澤山出て居るが又

遊 ハスノハ

一ノ三一十五

芍 ハスノミ

八ノ三十六

蓮子 ハスノミ

七ノ六九十七

の如くハスと云ふ語も見えて居る。

射梁は和名抄二ノ九に漢語抄云射梁以久波止古路此間云阿無豆知

一ノ九

と見えてゐる。

祓齊翁は阿無豆知と云ふ言葉が「庵主」に出て居ると云つて居られるが是れは明かに誤解である。なる程増基法師後撰集以下の作者の作と云はれて居る「庵主」の中遠江の日記にあむす、ちと云ふ言葉があり群書類從本に據るとあむつちとなつて居る本もあると云

ふので、被齊翁は其の中で自分の論を助けるに都合のよい、あ、む、つ、ちとある方を正しいものと考へてさて「庵主」に阿無豆知と云ふ言葉が出て居ると云はれたものであらうが、それは間違ひである。此の「いほぬし」では、あ、む、つ、ちも、あ、む、す、ちも皆誤寫であつて、あむしちが正しいのである。そしてあむしちは和名抄三の卷十六丁裏に「庵室俗云阿無之知」とあるものである事は云ふ迄もない。

むかしこもりでをこなひ侍し山里一本里 作寺の火にやけて、ありしにもあらずなりて
あむしちのまへにありしやまふきの草の中にまじりて云々

とある「いほぬし」の本文中の庵室あわせを一本にあむづちとあるからと云つて射梁の事だと考へられた被齊翁は此の所の本文をどう解釋せられたのであらう。隨分案外な誤解と云はねばならぬ。瘦法師のこもつて居た山寺と射梁と何の關係があらう。そして和訓采にはアムツチを解釋して「編土の義なるべし」と云つて居るが其の説に就いてのは是非の論はともかくも、此の語は後に聲音變化を生じてアヅチとなつた。で木工權頭爲忠朝臣家百首御書類從卷の一七四に出て居る、備後守爲經が射場始を詠んだ歌に
みかきもりつきしあづちにいつしかと今日こそまゝをかけはじめつれ

と見え伊呂波字類抄八ノ二 ウセにも字鏡集にもアムツチと云ふ語は見えないでアヅチと

云ふのだけが見えて居る。そして名義抄にはアムツチが一つ、アヅチと云ふ語が六箇見えて居る。しかも字鏡集と同じ字をアツチと訓んで居るのである。

埠 (名二六ノ三アヅチ)

城 (名六ノ二ミヤコ、アツチ、サカヒ○以五ナ五下略)

壇 (名六ノ三アツチ十ナ八)

塞 (名七ノ一フサク、アツチ○以四ナ八下略字鏡集部)

堋 (名六ノ三アツチ一カ六)

梁 (名六ノ三アムツチ一カ七)

射梁 (名二六ノ三イクハトコロ俗云アツチ)

棟齊翁はアツチをばアムツチの急呼だと云つて居られる。

名義抄に見えた言葉の中で和名抄に見えた言葉に比べて幾分新しいに相違ない

と考へられるものゝ例を目に止まつたものだけを擧げて見ると大體右の通りである。かかる例は探せばまだぐあるであらうが、そんなに澤山にならべたてなくとも右の數例だけでも名義抄の訓の方が和名抄のよりも新しいものであると云ふ事從つて名義抄は和名抄よりも後に出来たものであるべき事は容易に首肯出来るで

あらう。但しそれも名義抄にしても字類抄にしても字鏡集にしても一つとして著者の自筆本と云ふやうなものは無いのだから、轉寫本を相手にしてかれこれ論じても始まらんでは無いか」と何所までも懷疑的態度をとる論者があるならば自分は何とも云ひ得ない。懷疑的態度は考證學には缺く可ちざるものであるとは云へ、そこ迄疑ひ出しては際限が無い。自分はそんなに迄疑ふ必要は無いと信するのである。

類聚名義抄に就いて (五)

岡田希雄

一〇

右に述べたやうな事實のほかに、また名義抄には假字遣の誤りが無暗に澤山あると云ふ事も和名抄名義抄二書の時代的關係を定める材料としては注意すべきものであらう。名義抄には實に、フとウ、ハとワ、イとヰ、オとヲ、ズとヅ、エとエ、ホとヲ、オの誤りがさらにあるのである。例はいくら多く挙げたところで始まらぬから第一巻のはじめの所から十丁迄の間から擧げる事とする。

佛一オ

ヲホキニス

倡一ウ

イザナウ

彷一オ

ヲホツカナシ

任一ウ

ヲホキナリ、ヲフ

佳二オ

ヲホイナリ

所以一オ

ユヘ、コノユヘニ

億二オ

ヲモフ、ヲモハカル

修三オ

ヲサム、ヲコナフ

以ニウ
モチウ、ユヘラモフ、ラモンミレハ、オモヘラク

條ミリ

エタ

沈儀ミオ

ヨハシ

仰ウカ

ヲホス

端仰ミカ

ヒタヲモムキ

俾ウカ

ヲヨフ

傲ウカ

ヲコル、サハカシ

儻ウカ

サイキル

像ウカ

ヲモヒヤル

儻ウカ

ナヲシ

催ウカ

モヨラス

儻ウカ

ヲコル

俺ウカ

ヲホイナリ

儻ウカ

ヲトス、ヲホセリ

僚ウカ

ヲホヤケ

債ウカ

四トウ

俺ウカ

ヲホヤケ

一體かかる現象はどうして生じたものだらうか。名義抄を延喜以前の古書だと主張する人は言下に理由も何もない、それは轉寫の際の誤寫に過ぎないのだと至極簡単に答へるであらう。そして自分とても無論其のやうな原因から生じたものも幾分はあるだらうと云ふ事は認めるのである。建長に名義抄を書寫した沙彌顯慶が誤れる當時の假字遣を知らずくの中に用ひて、正しかつた原本の面影を傷つけたやうな事もあるだらうし、又名義抄の和訓の注が總て片假字で書いてあつて其の片假字なるものは字形の甚だよく似寄つたものが多くあつて平假字に比して一層

寫し僻められ易い性質のものであるがために、就中フウ、ヲオホ、エニ、ハワ等の如き字形の近似した字に於いては書寫の際の一寸した筆勢の具合で間違へられて行く事が理論上あり得べき事であるのを知つて居るからである。併し乍ら今建長三年の寫本を檢するとフウ、ヲオホ、エニ、ハワ等の區別は豫想外に極めて嚴重明確であつて、これ位に紛はしい片假字の區別をこれ程までに書き分ける程の筆者顯慶は慈念の寫本から轉寫する際にも決して不注意無難作に書寫して假字の寫しひがめなどすべしとは考へられない。よしや寫しひがめをする如き事があるにしても其は必ず極めて僅かであつたらうと考へさせるに充分なやうな狀態にあるのである。顯慶はそれとしても慈念の方はどうであつたかと云ふに、是は何とも云へないのだが、併しこれ程の大部な書を謄寫する程の殊勝な心掛けの人だから此の人にして餘り非道い誤寫はせないであらう、たとひしても、普通の人がいや／＼乍ら寫す場合に比して誤寫の率の少なかるべきは容易に考へられる。要するに此のやうな譯だから、自分も名義抄の假字遣の誤りの甚だ多過ぎると云ふのは其の中の幾分は轉寫の際に生じたものもあるだらうと云ふ事はこれを否認はしないが併し名義抄の誤りの全部がそのやうな原因で生じたとは考へ得ない。誤りの幾分かは二度の轉寫の

無かつた作者の自筆草本にも既に存して居つた事を確信する。殊に次の諸例のやうに同じ語であつて屢々同じ誤りの繰返へされて居るのを見てはますく自分の考への支持せられ得る事を信じるのである。

ウルホスをウルヲス 沢五ノ八霆七ノ三徹一ノ二平他字類抄にもウルヲスと訓ん

で居るのがある、赤堀氏の語學叢書に收められてある行阿の假名文字遣六一はまぐれ當りか知らないが正しい。

カラルをカホル 薫八ノ八匂七ノ二穢一〇ノ五なほ四卷二十五丁オ二、七卷十四丁オ

四にもある假字文字遣六一字鏡集はともに誤つて居る。

ウズクマルをウズクマル 跛五ノ三跋五ノ四平他字類抄は跋、蹠をウズクマルと

訓んで居り字鏡集にも屢々ウズクマルとなつて居る。伊呂波字類抄五
五〇五には二箇所見えて居るが何れも正しい。

コワシをヨハシ 羽十ノ五羽四、五七怯六ノ四一ノ五なほ其の他四ノ十にもある伊呂

波字類抄四ノ八七字鏡集、平他字類抄等皆誤つて居る。

ホノホをホノヲ 焰四ノ一八二同じ所に字は違ふがも一つ、ホノヲがある平他字類

抄は炎をホノヲと訓み伊呂波字類抄二ノ二もさうである。字鏡集は正

邪兩様の訓があり、假名文字遣六一は正しい。)

アルヒハをアルイハ　語五ノ三乍十ノ五七〇一、或九ノ廿有九ノ六平他字類抄は名義抄と同じ伊呂波字類抄は本により異同あるらしいからはつきりした事は判らぬ。假名文字遣四二は正しい。)

マギルをマイル

詣五ノ三遇一ノ二進二ノ二入内ウチヘマイル

十ノ五假名文字遣四九伊呂

波字類抄一ノ一八字鏡集等マイルと記して居る。)

ナホ、ナホシをナヲ、ナヲシ　尙十ノ二直一ノ四ニカ五、西念寺本三オ二忠五オ三儉ウニ昆二ノ四七〇五平他字類

抄は二箇書で誤り伊呂波字類抄八オ一は正しい。假名文字遣はなほ人六二の時は正しくて「なをし」の衣貞十なをし十の時は間違つて居る。「なほ人」の正しいのも偶然であらう。)

サヘギルをサイギル　傲一ノ七激五ノ九微一ノ二邀一ノ二透一ノ二遇一ノ二遮一ノ二越一ノ二

行二ノ二平他字類抄、伊呂波字類抄八ノ五六字鏡集等皆サイギルとある。

コトワリ、コトワルをコトハリ、コトハル　法五ノ一四評五ノ二許五ノ三論五ノ三釐十ノ五考

西念寺本理六ノ一四断九ノ一三載九ノ二裁九ノ二一ウセ里二ノ五五異體の字でコトハル、コトハリとあるのもまだある。(伊呂波字類抄七ノ四假名文字遣六九平他字類抄に就いて(五)

類抄等何れもコトハリ、コトハルである。字鏡集にもコトハルが大分にある。

アワをアハ　　漬^{五ノ一}　沫^{ウ六}　瀉^{五ノ四}　泡^{五ノ七}　濤^{五ノ一}　沸^{五ノ一}　石^{五ノ一}　流^黄_オ　黄^{六ノ七}　咽^{二ノ二}　伊^呑_ウ　呑^{四ノ七}　伊^呑_ウ

波字類抄^{九ノ廿九}五字鏡集、平他字類抄にもアハとある。)

カワクをカハク　乾^{七ノ七}　消^{五ノ一}　津^{五ノ四}　渾^{五ノ一}　涸^{五ノ二}　歛^{九ノ二}　曝^{九ノ四}　九^{九ノ九}　千^{一ノ四}　元^{二ノ三}　元^{九ノ九}

四燥^{四ノ一}　焫^{四ノ二}　熯^{四ノ二}　精^{四ノ二}　烜^{四ノ二}　烜^{四ノ二}　伊^呑_ウ　波字類抄^{三ノ八}　字鏡集、平他字類

抄も亦さうである。)

サワグをサハグ

闇^{八ノ二}　三動^{八ノ四}　扇^{七ノ四}　孚^{七ノ七}　染^{三ノ六}　詣^{七ノ二}　躁^{七ノ三}　周^章_{十ノ五}　蟲^九

四ニ騎^{九ノ九}　三オ五攬^{三ノ二}　姦^{二ノ五}　なほ心部其の他にも此の例甚多い。《寂蓮法師

の筆と傳へられる治承二年賀茂歌合花七番判辭伊呑波字類抄^{八ノ四八}

六オ平他字類抄等何れもサハグであり字鏡集も大方さうなつて居る。)

かかる例は此の他にも挙げきれない程澤山ある。そしてこれらも皆轉寫の際に生じた誤寫だと手輕に云ひ去つてよかる可きものであらうか。自分はこれらの中の或るものは誤寫であるかも知れないと思ふが、しかし皆が皆までも誤寫だと考へる事は到底出來ない。だから

名義抄なる訓言假字づかひの違ひをさくあらすの巻八二頁

と云ひ又

其譯語間有不_レ假字格者、意原書不_レ中、然後之轉寫者馴_レ當世之訛言而不覺其誤者也、試照篇中前後所譯之同語、及異本讐對之多歸其正矣、

と云ふ信友翁の説や

類聚名義抄……菅原是善卿作と云ひ傳へたれど確ならず、然れども假字遣ひいまだ亂れず、中に違ひたる處もあるは誤寫なるべし、又古體の片假字を用ひたるを思へば延喜以前のものなるべし。

と云ふ小中村清矩博士の説には遺憾ながら賛同する事は出來ぬ。自分は名義抄中の假字遣の中には既に著者自らが誤りたるものゝ多かる可きを信ずるのである。ところで假字遣の誤りは何時頃から始まつたものであるかと云ふに、これに就いては文化四年に版行せられた鈴の屋門の市岡猛彦の雅言假字格に

假字遣ひの事大かた天曆の比よりあなたの書ともはみなたゞしくしてイキエエオヲの音^ニまた下につらなれるハヒフ^ニホとアイウエオ^ニソキウエヲとのたぐひみたれ誤れる事一つもなし。

と云ひ又大矢透翁の音圖及手習詞歌考一四六頁にも云つてある通りに、大體に於いては天暦以前には假字遣の誤りと云ふものは無かつたやうである。但し新撰字鏡を見ると、

贊 之忍反、上、黑髮長美、加美字留和之三ノニ四ノ八

瑳 旦我、佐可ニ反、上、鮮盛之良、阿佐也加爾、又宇留和志六ノ四

煌 于非、字悲ニ反、上、盛也明良、豆留又宇留和志、又佐加利爾又加々也久一ノ二

嬢媛 上先官反、下字然反、美麗之良、爾保布、又宇留和志、又於曾與加爾一ニノ二四ノ七

穆 力六反早熟禾、和世阿和享和本六ノ一

謹 虞充呼九ニ反、演也×、二合鳴也、嘲也、又擾耳也、騷也太和己止享和本二ニリ、×印の所へ見出しの字がほい

也る

の六例の如きがあつて何れも假字遣が間違つて居る。して見ると新撰字鏡の當時即ち昌泰年中に於いても既に假字遣の間違ひが——さう澤山は無かつたにしても少しあ位はあつたらしく考へられるのであるから假字遣の誤りの生じた時代に關する從來の説とはやゝそぐはない事となる。併しこの六例については黒川春村翁の音韻考證の中に例のかはつた説明が見えて居るのである。それはどう云ふ説

明かと云ふに翁はこれらの和字はワの音を現はす萬葉假字として用ゐられたものでは無くてハの假字に用ゐられて居るのだこゝの和は喉音のワが唇音のハに通用せられたものに外ならぬと説明を下して居られるのだが、これも聲音學上から云つて尤もな説であつて、この説を繼承せられた木村正辭博士は萬葉集に

春日之霞時爾墨吉之岸爾出居而釣船之得乎良布見者……………卷九

多知婆奈能登乎能多知波奈夜都代爾母安禮波和須禮自許乃多知婆奈乎卷十八

乎久佐乎等乎具佐受家乎等斯乎布禰乃那良敵氏美禮波乎具佐可利馬利卷十四

阿良之乎乃伊乎佐太波佐美牟可比多知可奈流麻之都美伊連豆登阿我久流卷二十
とある得乎良布通らふ登乎能多知波奈(遠の橋)斯乎布禰乃(潮舟の)伊乎佐太波佐美五
百矢手挾み等の假字遣の誤りや又常陸風土記に

宇志乎爾波多々牟止伊門止瀬には立たむと云へど

とあるなどをも、此の場合の乎は喉唇通用の例であつて、乎にホの音があるのだとして説明して萬葉集子音辨證上卷三八頁居られるのである。併しながらよく考へて見ると此の説がどこ迄正しいかは疑問である。萬葉集の乎字は略解などの云つて居るやうに本字の誤りかも知れないそして新撰字鏡の例で云へば和世阿和は天治本には單に和世と

あるのみであり、享和本でも新撰字鏡攷異の所謂甲本と云ふのには阿波とあるし、又太和己止も享和本に見えて居るだけであつて天治本には補太己止と訓んで居るのであるからこれらには何か誤りが存すべき事が想像出来るのである。そしてこの二つを除いたあとの一例は何れも字留和志と云ふ語の例のみだから或ひは此の語に限り新撰字鏡の著者が間違ひをしたのであるかも知れない。或ひはかかる例は凡て春村翁の説の通りに喉唇二音の通用で説明せらる可きものであるかも知れない。こんな次第であるから萬葉集や新撰字鏡に見えた假字遣の誤りは少くとも二様に解釋せられるのであるが併しあれこれ云はずに最初からこれを假字遣の間違ひと断定して天暦以前にも假字遣の誤りがあつたらしい事——尤も極めて僅少だが——を想像したところで別に大した差支へもあるまい。ところが名義抄はどうであらうか、こんなに澤山無暗に假字遣の誤りが存するのである。であるから自分はこの事實をも、名義抄が和名抄の後のものたる可き事を證明する有力なる材料の一つと數へんとするのである。

以上述べたところ徒らに冗漫に流れたやうではあるが兎に角名義抄が和名抄よりも後のものである事を證明し得たかと思ふのである。そしてこの類の事柄、即ち名

義抄が和名抄より後に出来た事を證明する材料はまだ一二無いではないと信するがそれは後に名義抄の出来た時代を推定する場合に述べる事があるから今は暫く預りにして置かう。さて名義抄が和名抄より後に出来たものなる以上は、名義抄が和名抄を引用したところで別段あやしむに足らない事である。そして和名抄名義抄二書の關係は今となつてはこれを見出すのは大して困難では無い。以下二書の引用關係が如何なる状態であるかを覗いて見やう。

十一

國語學小史に據ると木村正辭博士は類聚名義抄には和名類聚抄に見えた語彙を悉く採り入れて居ると云つて居られたさうであるが、自分もかなり念入りに查べた結果、二書の語彙云ひ換へれば或る漢字に對する和訓が大部分は一致して居ることを知つたのである。但しが皆が皆まで一致して居るかどうか其の邊のところまで明言出来る程は精密に查べあげては無い。ところで今この二書を比較して其の間の關係を説くに際しても到底例を悉く擧げつくす譯にも行かないのであるから便宜上主として名義抄十の卷の魚偏の部に見えたものに就いて例をあげ、必要に應じて

他の部からも例を採用することにする。

まづ名義抄に漢字と訓だけを擧げて居るもので和名抄に一致するものを取り出して見ると次の如くである。數字は右側は名義抄の丁数及び行数、左側は例によりて箋注和名抄の卷数と丁数とである。俗體略體の字はなるべくこれを普通の字體に改め、なほ印刷に困難を來すやうな、普通に使用しない文字は出来るだけ書かないやうにしたことも例の通りである。

鰐魚	クロダヒ	一〇三	梳齒魚	アハカラ	一〇四
海棗魚	アミ	八ノ九ク	赤魚	マス	一〇一
衣魚	シミ	一〇六 八ノ三一九	白魚	シミ	一〇七
乞魚	コツフ	一〇六 八ノ七六ウ	銀口魚	アユ	一〇四
細鱗魚	アユ	一〇七 八ノ二七リ	堅魚	カツラ	一〇六
黃頬魚	シビ	一〇八 八ノ六九	年魚	アユ	一〇七
年魚	サケ	一〇五 八ノ二二九	海鰶魚	チヌ	一〇八
鱸魚子	タコ	二七七 八ノ四八ウ	鯉魚	コヒ	一〇五
鰨	ハム	二七三 八ノ一八九	鱈腹草	ウマヤタシ	一〇六

海蛸子 タコ

七才六
八ノ四八ウ

小蛸魚

サヒサキタコ
一云スルメ

七才七
八ノ四九ウ

そしてかゝる種類の例は名義抄全部十卷の中にざらにある。數多く挙げたところ
で仕方が無いから一隅を示すのみである。なほこの後の例とても其の通りである。
但し餘り例も多くなくてしかも重要なものは出来る限り多くあげるのである。

三衣匣

サムエハコ 一ノ三二才
五ノ一一才

醜女

シコメ
コ、メ

二ノ三四三
二ノ四四ウ

防壁

タツコモ

六ノ二五
六ノ六六ウ

水田

コナタ
一ノ七三才

二ノ三四七
二ノ七三才

失聲

ヒコエ

二ノ一オ五
二ノ五四才

半矢河

キノウツホノ水 五ノ一
一ノ一八
二ノ二一ウ

二ノ一〇二四
二ノ一〇二四

失意

コ、ロマドヒ

二ノ三八リ八
二ノ六九才

弄丸

タマトリ
一ノ二一才

二ノ一〇二四
二ノ一〇二四

窮鬼

イキズタマ
ハヤチ、又ノア

一ノ二四才八
一ノ四二才

羊角

シロウリ
九ノ四七才

九ノ七四才
九ノ七四才

暴風

キノカセ
キノカセ、又ノア

一ノ二六才四
一ノ二一才

寒瓜

カツウリ
九ノ七五才

九ノ七五才
九ノ七五才

疏瓦

ツ、ミガハラ
三ノ九才三
三ノ一九ウ

外祖父

母方ノオホヂヲヂ
一ノ三四ウ一
一ノ一九オ

九ノ二六才三
九ノ二六才三

從舅

母方ノオホヂヲヂ
一ノ三四ウ一
一ノ一九オ

外祖父

母方ノオホヂ
一ノ二七ウ

九ノ二六才三
九ノ二六才三

此の中でも最後に挙げた二つの例の如きは母方二字を漢字で書いたことも一致して
居る。

次に訓だけでは無くて音や反切までも一致するものがこれまた甚だ多い。

鰐	音遐エヒ	ニウ二 八ノ一四ウ
鰐	音堅カツヲ	ニウ四 八ノ六ウ
鰐	音尋ワニ	四ウ六 八ノ四オ
鰐	音容チ、カブリ	ニオ二 八ノ二六オ
鰐	音會ナマス	四ウ一 四ノ五七ウ
鰐	奴審反ナマヅ	四オ六 八ノ二五オ
鰐	音少ヒラ	音交サメ
鰐	鰐胡瓦反	鮫
鰐	鰐胡鬪反	音附フナ
鰐	鰐音虔皆	ニウ三 八ノ一五オ
鰐	鰐魚	二ウ八 八ノ二二オ
鰐	鰐居媛反	二オ三 八ノ八オ
鰐	鰐音夷アユ	二オ一 八ノ二七ウ
鰐	鰐音枯セヒ	二オ二 八ノ一九ウ
鰐	鰐音主、又去俗訛云トモシミ、トモシヒ	三オ三 八ノ二三ウ
鰐	鰐音式車前也、車ノトシキミ	四ノ一九ウ 九ノ四三オ 三ノ七ニウ
鰐	鰐五浪反、ヨセバシラ、繫馬柱	五ノ四二オ 三ノ四三ウ 一〇ノ一二〇ウ
鰐	音猪松ノシル	音騒アヂ
鰐	音附フナ	二ウ三 八ノ一五オ
鰐	音夷アユ	二ウ八 八ノ二二オ
鰐	音交サメ	二オ三 八ノ八オ
鰐	鮫	二オ一 八ノ二七ウ
鰐	鰐音魚スナドリ	三オ六八ウ 三ノ八ウ
鰐	鰐居媛反フカ	三ウモ 八ノ四ウ
鰐	鰐子例反コノシロ	四ウ一 八ノ一八ウ
鰐	鰐音枯セヒ	四ノ一九ウ 九ノ四三オ 三ノ七ニウ
鰐	鰐音主、又去俗訛云トモシミ、トモシヒ	五ノ四二オ 三ノ四三ウ 一〇ノ一二〇ウ
鰐	鰐音式車前也、車ノトシキミ	四ノ一九ウ 九ノ四三オ 三ノ七ニウ
鰐	鰐五浪反、ヨセバシラ、繫馬柱	五ノ四二オ 三ノ四三ウ 一〇ノ一二〇ウ
鰐	音猪松ノシル	音騒アヂ

左に掲げるものは訓の文句中の漢字例へば松ノシルの松、や、漢文の注文例へば軾字の場合の「車前也」三字、桺の場合の「繫馬柱」三字の如きもの(までも一致する。

舅　音臼、シウト、母方ノヲヂ

二〇ノ三四カ一
八〇

又次の例のごとくに字音は一致し乍ら名義抄に見えて居る訓が和名抄に無いもの、又漢文の注文が幾分か異つて居るものがある。

鮑　<sub>三オ五
八ノ四六タ</sub>　ナマツ、マスの二訓は和名抄に見えず。

鰐　<sub>ミウ三
八ノ一八〇</sub>　ナヨシと云ふ訓は和名抄に見えず、

鯉　<sub>ミウニ
八ノ二一ウ</sub>　ナマツと云ふ訓は和名抄に見えず、

鯖　<sub>ミウ六
八ノ一五ウ</sub>　サバ、シ、マ、コロラ、カセ、ニコヨシ等と云ふ訓は和名抄に無し、

鱈　<sub>ミオ七
八ノ一五ウ</sub>　カセ、サバの二訓は和名抄に無し、

鮓　<sub>ミオ五
四ノ五八タ</sub>　名義抄には「スシ、魚身犬頭音如嬰兒」とあるが、顧野王の説が引用

せられてある和名抄<sub>四ノ五
八〇</sub>とは全く注文が合はない、名義抄は或ひは山海經北山經、百子全に、又北二百里日北嶽之山_{略中}諸懷之水出焉而西流注于瀨水其中多鮓魚々身而犬首其音如嬰兒食之已狂とあるのに據つたのではあるまい。

そして此の種の例も亦中々夥しい。

和名抄名義抄の兩方に見えて居る漢字を比較するのに主として音訓の方面から

調べて見ると先づざつと右の通りであるが、此の二書が何れも某々と云ふ漢土で出来た顔書や字書——若しくはそれ等のものに准せらる可き邦人の手に成りし著書——を参考したが爲めに、自然に音義が一致するやうになり、従つて訓も一致するに至つたのだと見られない事もないのだから、和名抄、名義抄二書の訓が全部一致するやうな事があるにしても、また漢文で書かれた注文がよく合ふ事があつたところで、たゞそれだけの事を理由として此の二書の間の引用關係を想像し、和名抄が親で名義抄は其の和名抄から生れた子であるなど、早合點してならない事は云ふ迄もない。そして同時にまたたとひ二書が音訓や漢文で書かれた注文を異にする如き事があるにしても、其の事から直ぐ二書の關係を否定する事があるならば、それも亦甚だ軽率である。和名抄と、和名抄より後に出来た名義抄との間には何等かの關係のありさうである事は、うすく嗅き出せさうになつて來たやうではあるものゝ、さりとて兄弟關係(即ち一つの書があつて和名抄名義抄の二書が共に其の書を引用して居る如き場合)であるか、孫引關係(和名抄を引用した某と云ふ書をまた名義抄が引用したと云ふやうな場合)であるか、それとも親子關係(名義抄が直接和名抄を引用した場合)であるかと云ふ事は僅かこれ位の調査では中々見當がつきさうには思はれない。

い。

ところがこゝに名義抄卷の十二丁裏一行目に

鱸鯉侯怡二音鱸鯉魚
〔フク一云フクベ、中音夷イシアシ、
チカフリ、今云俗鰐〕

とあるのを仔細に吟味するに、これは鱸鯉と書いても鱸鯉魚と書いてもともにフクまたはフクベと訓むのであると〔中音夷〕とあるのは中間に位して居る鯉字は音が夷であると云ふ事であり、又〔今云俗歟〕とあるのは、今案するに鯉字は鯉字の俗字かと云つて居るのである。云ふのだが鱸鯉の音を示すのに侯怡二音と云つて居るのに注意を拂ふ必要がある。今箋注和名抄八ノ一を檢するに

鱸鯉魚崔禹食經云鱸鯉
〔侯怡ニ音布久倍一云布久倍〕犯之則怒々則腹脹浮出水上者

とあつて侯怡二音と云ふ事も布久一云布久倍と云ふ事も何れも和名抄名義抄二書一致して居るのに氣が附く。ところで名義抄が二音と云ひ一云と云つて居るのは一體如何なる根據があつての事であらうか。本草和名下ノニには鱸鯉と云ふのは見て居ないのであつて鮓一字字はやゝ異つて居て鮓字とはなつて居すに魚偏に追字えを書いてあるのだが印刷の便を思ひ鍵字で済まして置くだけを擧げて

鮓音翼之反性伏流在石間又有鱸音中和名知々加々布利察するに加字なり

と云つて居るのだから本草和名と名義抄とは少しも合はない。そして又鱗字の説明はどうであるかと云ふと二十五丁裏に、

鱗(胡溝反犯卽怒々則腹脹浮出水上出崔禹和名布久人震字原本には「人」に長が書い
てある字だか便宜上改も)

とあるだけで鱗蛭もしくは鱗鰐魚と云ふ語も見えないし又單に布久と云ふ訓を一つ挙げて居るのみであつて布久倍と云ふ訓をも載せてない。本草和名の著者は一つの動物或ひは植物の名で和名が二つまたは二つ以上あるものは一々丁寧に記して居るのであるが布久に就いては布久を挙げたゞけで布久倍を挙げて居ない、して見ると布久と云ふ語から出來たらしい布久倍と云ふ語は和名抄より約三十餘年前の本草和名の頃には未だ無かつたのであらうと思はれる。そして名義抄にはフク、フクベの二語も注してあるのであつて、名義抄と本草和名とは漢名から云つても和名から見ても一致して居ないのであるから、名義抄は他の點に於いてはいざ知らず、フグの事では本草和名と没交渉であると云ふ結論を得るのである。さてさうなると云ふと名義抄に二音と云ひ一云と云つて居るのは抑も何に基いたのか、と云ふ疑問に對しては直ぐ自分には、或ひは名義抄は崔禹錫の食經か若しくは和名抄かのどちらかに據つたものではあるまいかと云ふ考へが浮ぶ。即ち鱗蛭と云ふ魚の名は

崔禹錫の食經にも見えて居るのだから或ひは其の食經に候怡二音と云ふ注があつて名義抄もそれによりて音を記し一方では當時フク、フクベの二語が行はれてあつたので此の二名を鱸鯢に對する和名として書きつけたものでは無からうかと云ふ考へが浮ぶ。でかうなるとどうしても其の食經を一應吟味してそこに候怡二音とあるかどうかを確かめたくなるのであるが遺憾ながら崔禹錫の食經は日本國見在書目錄や隋書に其の名を殘しただけで亡びてしまつたのだから確かめやうが無いのである。併し乍ら和名抄に引用せられてある七十條に近い食經の斷片を綜合して想像をして見るに此の書には音の注が存して居たとも思へない其の上に又別に注釋書があつた譯でも無いらしいから此の書に候怡二音と云ふ音の注があつて名義抄がそれを引用したのであると云ふ理由はまづく見附らない。然らば名義抄は何に據つたと見たら穩當であらうか。一體鯢字は即ち鮒字であるが箋注和名抄の言ふ所によると鯢字は說文にも無い字で後の人が諧聲により作つた字であると云ふ事だが其の當否はさておき新撰字鏡九ノ三は鯢字の音を與之反但し訓義は見えぬと云つて居る一方では又鮒鯢を一緒に擧げて勅大反大概文彦博士の盡力で出版せられた版本に勅文反となつて居り鈴鹿文學士秘藏の寫本天治書寫の原本を影寫したものを影寫した當大學國語

研究室所蔵の寫本に勅文反とあるのは何れも誤りである。と注して居る。九ノ五オ一、但し諱也老也とあつて河豚と云ふ事は見えないと云ふ具合であつて鱗字は怡と發音せられると云ふ事にも限つて居ないのであるが名義抄と和名抄とはこれを怡と發音する事に於いて一致して居る。

候怡と云ふ事及びニ音と云ふ事が一致して居るのみならずフク一云フクベとある事さへ一致して居るのである。そして名義抄は鱗鰐の事に就いて記すのに他の参考書を見たらし形跡も積極的に見出せない、其の上和名抄の後に出來たと云ふ以上は此の二書の間にこそ引用關係——孫引關係かそれとも親子關係であるかはまだ明言出來ないが——があるので無からうかと云ふ疑問は起らないであらうか。なほこれと似た同じやうな例をも一つ挙げよう。

鰐 音 鰐繹 二音、ハジカミイヲ、音 謾黎

二〇ノ三オ七

鰐鰐は本草和名下卷二〇に仁詣の本草音義に其名が断片が見えて實物は亡ぶを引いて鰐は冀安反、これも日本國見在費目錄や和名抄又新撰字鏡九ノ二オ六にもこの二字の音を蟹繹と簡單に示しては居ないまして蟹繹二字とあるのは餘り見あたらない、唯一つ和名抄一ノ一に

本草云 鰐 鱗魚蟹繹 二音、波之加美伊乎

とあるだけらしい。そして本草や其の注釋書類も、自分の查べる事の出來た範圍内では、蟹縲若しくは蟹縲二音で音を示したものはない、尤も例の諸種の参考書を博く涉獵してあるところの木草綱目を見ると著者の李時珍が「舊注音漫黎」と注しては居るが、それさへ、名義抄に「譲黎」とあるのとは一致せない位である。——これは或ひは譲漫二字は、篇が草書で書かれた場合によく似た形となるのでどちらか一方が正しくて他方が悪いのかとも知れぬ、——して見ると云ふと、和名抄に蟹縲二音とあるのは順朝臣が私案を以て注したものと見る可きものでは無からうか。若し此の假定にして正しい時は、名義抄にもこの事が見えて居る事を理由として、二書の間にかなり親しい引用關係のあるのを認めなければなるまい。

次に又卷の十九丁表三行目に

蝶姑 妻姑二音、ケラ

と見えて居る。そして妻姑二音と云ふ事は和名抄八ノ九とは一致するが、本草和名とは一致しない。蓋し本草和名には、

蝶姑仁詣樓
孤二音
略一名惠姑○中一名碩鼠有五能者
出古今注
和名介良

とあるからである。ところでは、是も名義抄が本草和名若しくは仁詣の本草音義を見

たならば昔は樓孤二音と書いて殊更必要も理由も無いのにひとり異なれて、斐姑二音と書くやうな事もしないであらうと考へられるからどう考へても名義抄は本草和名や支那で出来た仁詣の著書を見たのでは無くて、實は和名抄を見たものであらう、それも恐く孫引ではなくて直接に引用したものであらうと想像するほかはない。

さて何々二音と云ふ例をば、澤山ある中から少々記して見よう。

蕪菁 武青二音アヲナ八ノ七八九ノ三八カ(本草和名下ノニ五カに蕪仁詣音無)
蘿蔓 罷保二音ムツキ六ノ七一ウ四ノ一六カ

琥珀 虎伯二音俗音クハク六ノ八八カ

珊瑚 流離二音俗云ルリ六ノ八九三三ノ八六カ

(李時珍曰、漢書作流離言其流光陸離也)

琵琶 暈婆二音俗云ヒワ六ノ八八カ六ノ五五カ

桔梗 結梗二音アリノヒフキ三ノ五三カ十ノ四カ

芭蕉 巴蕉二音ハセヲハ八ノ二二カ十ノ九カ

鉄鉢 府越二音マサカリ八ノ六一ウ五ノ四一カ

蜘蛛 知誅二音クモ十ノ十ウ六八ノ八八カ

勝胱 旁光二音 ユバリブクヨ 二ノ三七ウ

二ノ五九オ二

艨艟 蒙衝二音 又並去聲 イクサブネ 三ノ二オ六

三ノ五九ガ

苞苴 包且二音 オホニヘ俗云アラマキ 八ノ四オ三

六ノ三五ウ

但し名義抄に何々二音とある漢字の中には和名抄に見えないものも極めて多い。

飮御 提胡二音 八ノ五

三ノ九

錫鎗 烏育二音 八ノ六

四オ三

琬琰 遠掩二音 タマ 六ノ七

カ三一

又 琅玕 良干二音 六ノ八

〇大八

磐 奴怒二音 砥石可爲矢鏃

六ノ一

玒 紅江二音 玉名

六ノ九

鬻 行杏二音 杜一藥名

六ノ一

蜀屬二音 ソデ

六ノ九

坭 泥補二音 地名又豆音

六ノ二

絹 敷符二音 布

六ノ六

の如く一字に某々二音と注してある字も隨分澤山にあるが、これらの字も和名抄に

は見えて居ない。だが既に云つた通りに名義抄は和名抄とは性質が全然異なり、純然たる漢和字書であつて從つて漢字の種類も到底比較が出来ない程多いのであるから此の二書が皆まで一致せなくとも別に不思議とする事は無いのである。だから又かかる事實がある事を理由として和名抄名義抄二書の間に引用關係が全然無いのだとなどゝも云へないのである。

漢字の音を示す場合に今あげたやうな何々二音と云ふ例の外にまた一音何と云ふ書き方もある。例へば和名抄の各

妹 〔名一〇ノ二和八ノニ音末、一音蔑、カマツカ〕

棺 〔名三ノ五六ノ七音宣、一音貫ヒトキ(又ヒツキ)〔廣韻四ノ三三才〕
〔音宣とある〕

杉 〔名三ノ四四カ七音衫、一音纖、スヤ、權非〔廣韻二ノ五〇才に〕
〔注がしてない〕

〔和一〇ノ九六カ七音衫、一音纖、須岐、見日本紀私記今案俗用權字非也、權於粉反、柱也、見唐韻。〕

畜 〔名二ノ五六カ一音宙、一音教、ケタモノ、又許六反又丑六反、吳音竹、又菊〔廣韻は丑六切〕
〔許教は丑六切〕

〔和一カ七ノ五音宙、一音教、介多毛乃

蟾蜍 〔名一〇ノ和八ノ八十九五音余〔廣韻一ノ三ニサニ有る〕
〔古徐二音ヒキ、上ヒキ、下一音余〔魚切又音余さある〕〕

蝗 (名十ノ一和八ノ九) 古孟反、一音皇、オホネムシ (廣韻二ノ二六〇)

箇 (名八ノ三) 音同、一音棟、ツツ俗用去聲 (廣韻一ノ八〇)

(和八五〇) 音同音棟、俗用去聲

翫 (名九ノ五) 音童、一音衝、革ノアミ (廣韻一ノ八〇には事)

(和六〇) 音童、一音衝、車乃阿美

筭 (名五〇六和五〇六) 音奴、一音那、トリコ (乃胡切とある)

鐸 (名八ノ六和五ノ四) 音尋、一音潭ツミハ (廣韻二ノ四三サに墮淫二字、又)

館 (名八ノ六和五ノ九) 音貫、一音管、タ、ラ (廣韻四ノ三三カに)

の如きものが、それであるが、此の様な現象の生じた原因を考察して見ると、例によつて、和名抄名義抄の二書が同一の書を参考書として著はされたが爲めではあるまいと云ふ事が先づ考へられる。先き程述べた、鰐鯉二字の音を候怡二音と云ふ風に示す事は、元來鰐鯉と云ふやうな熟字が普通の韻書や字書に掲載せらる可き性質のものでは無いのだから、従つて、某々の二字を擧げて其の音を某々二音と云ふ風に示す事は、まづ普通の韻書や字書には無い事だと云つても可いが、其れに反して某と云ふ一字を擧げて其の音を一音何と云つて示す事は普通の字書や韻書にも有り得る

事だと考へられる。だから和名抄と名義抄とが何れも、音を注するのに一音何と云ふ形式をとつて居る某と云ふ書を参考したと云ふやうな事情がある爲め、二書が一音何と云ふ事で一致すると云ふ現象が生じても當然の事である。そして其のやうな字書や韻書の一つとして唐韻の如きは、和名抄にも盛んに引用せられてある——和名抄に唐韻の名は四百三十條程見えて居る——のだから名義抄の著者も大いにこれを引用したかも知れぬ、一音何と云ふ事以外の字音に就いて見ても和名抄名義抄の二書はよく一致して居るのだから或ひは名義抄も唐韻を見たのかも知れぬと云ふ事が容易に考へられる。そして又それはいかにも理窟に合つた觀察と云へるのである。だが併し其の唐韻までも今日では既に亡びてしまつて居てこの推測を確かめる術も無いのである。但し唐代の古寫本で光緒戊申即ち明治四十一年に上梓せられた唐韻の殘簡残しか無いを検するに唐韻には成程何々二音と云ふ事例へば蹠を摺矩二音、菲を妃妻二音、鞠を菊麌二音、射を神夜反又亦夜反二音、牋を揩摺二音と注して居るあるが例は極めて渺少である、例の如きは見當らぬあるが併し一音何と云ふ書き方は無い。又音の音で示して居る例になるとかなりあるが併し一音何と云ふ書き方は無い。又音の注の皆目無い物さへも極めて多いのである。今さきに挙げた名義抄で一音何と云

ふ形式で音が注せられてある字を、其の殘簡唐韻に比較して見ると、まづ檜館の二字は唐韻の方では音に就いての注文が無い、又畜字は丑教反、許郁反、丑六反（新撰字鏡六ノ）とあつて名義抄のやうに音宿一音教とは云つて居ない、蠅字も戸孟反又音皇とあつて反切がやゝあはぬ、（新撰字鏡八ノニ一ヶ七には此の字を舉げて單に古語として注して居る） 級字は唐韻では注文が一部分消えたりなんかして居つて注文の幾分は判らないが、名義抄に音奴とある所が音怒となつて居る事だけは確かな事實である。こんな具合であつて名義抄と唐韻とは一致しないのであるから他の所はさておき、一音何の事に就いて云ふと、名義抄と唐韻とは全く縁が無いものである（一音何の例では無いが、鱗蛤の如き字も名義抄にはそれぐ一音も注して居るが唐韻には單に「魚名」とあるだけの事である）。引用關係は全然認められないのである。では名義抄は唐韻以外のどんな書物を見たのであらうかと云ふに要するに判らないのである。廣韻とも沒交渉である事は云ふ迄もない。

しかし、名義抄は和名抄よりも時代が後れて出来たものであり、和名抄には漢字の音訓や意義を注してあるのだから名義抄の著者にとつては、漢土で出来た字書や韻書を参考するのに比して和名抄を見る方が、比較にならぬ程便利で手取早くあつた

に相違ないと考へられる。そして此の事は從つて名義抄の著者が和名抄を見たかも知れないと云ふ事を考へさせるに充分である。所で一方漢字の音訓は此の二書で大部分合ふ、それのみか一音何と云ふ事も合ふ殊に和名抄に見えて居る五十條に近い一音何と云ふのは約十條がやゝ合はないのを除けばあとは皆合ふと云ふ事實があるのでだから別に積極的な確かな理由がこれ以外に無くとも自分は名義抄と唐韻や廣韻との關係を考へないで名義抄と和名抄との關係換言すれば名義抄は和名抄を見たであらうと云ふ事を想像するのである。

類聚名義抄に就いて（六）

岡田希雄

一二

和名抄には訓を示すのに「俗云」としてあげて居る場合が多い。例を擧げると

魚ハノニウ 文字集略云魚語居凡、字平 水中運行蟲之惣名也

王餘魚ハノナオ 朱厓記云、南海有王餘魚加良衣比、俗云加瀧比 菩越王作鮑不盡餘半棄水、因以半身

爲魚故名曰王餘魚也

鱗ハノミ 唐南云鱗音隣、伊路久都魚甲也、文字集略云、龍魚屬之衣曰鱗也

鰭ハノミ 文選注云鰭俗云比體 音者、波太、魚背上鰭也下略

と云ふが如きがそれであるが名義抄にもかかる例が多い。現に右に掲げた魚字に關するものは何れも名義抄魚偏のところに見えて居るのである。

魚一オニ 語居反、ウヲ、俗云イヲ和キヨ、又コウ

王餘魚一オニ カラエヒ、俗云カレヒ

鱗二オニ 音瞬、イロクヅ、俗云イロコ、コヒ、イルカ、アカル

鰐二オニ 音耆、ハタ俗云ヒレ、トミ

一體和名抄に見えて居る俗何と云ふ場合の俗は何れも世俗の意味であつて從つて俗云と云ふのは俗語ではかくく云つて居ると云ふ意味であるから——吉澤先生は和名抄の俗云は古くからある雅正なる語に對して新しく生じた轉訛語を意味して居るのだと云つて居られる——和名抄よりも後に出來たところの名義抄の頃にも、もとより此の區別即ち雅正なる語と新しく生じて世俗に普通に使用せられて居る轉訛語との區別もあつて差支へ無い譯だから名義抄に「俗云」と云ふ事が見えて居つても別に怪しむに足らないのである。現に治承元年に筆記せられた藤原教長の古今集注や文治二年に出來た顯昭の古今集注も

○世俗ニハウタテトイフハマサナシトイフマサナキハ無懸ナリ教長注五ニナ

○ツキクサハツユクサナリコレイロノウツリヤスキモノナレバコトモノニウツルトモソレマテタ、コロモヲコレニスラムトナリ世俗ニハウツシハナトイヘ

リソレモコノ心ナルヘシ

同右七
三才

○スサムトハモテアソビ興ズルライフ也ヤマタカミ人モ不興又花ト云也世俗ハ

詞ニハ不興ヲスサムトイヘリ

顕昭注
九頁上

○世俗ハ詞ニモサマデナキコトニモアラキ人ヲバヒトニクシト云也

同右八
八頁上

と云ふ風に云つて當時の俗語に注意を拂つて居るのである。

しかし又考へて見ると、ヒレ、イロコの如き用例の極めて少いものはさておき、イヲと云ふ語について云ふと、名義抄にやゝ後れて出たと考へられる——名義抄の時代はまだ明白には云へないが既に一寸云つた通り大體鎌倉時代の初期か若しくはも少し古ければ平安朝末期らしく考へられる——字鏡集にはウヲと云ふ語が見えて居るのが僅か十一例であるのに反してイヲは四十五例も出て居る位だからにはガラニヒ、ヒレと云ふ語は無くてカレウヲよりも普遍的である以上は特に「俗云」とことわる必要も無いやうに考へられる。但し當時に於てもやはりイヲはウヲと云ふのに比してそんなにイヲと云ふ語がウヲよりも普遍的である以上は特に「俗云」と云つては雅正で無い俗語として取扱はれて居つたと見るならば名義抄に「俗云」と云つてもこれを咎める理由も見つからないのだが、それにしても、若し、イヲがウヲの俗居

語として、ヲから區別せられ、又同じやうに、イロコ、カレヒ、ヒレが俗語として、イロク
ヅ、カラエヒ、ハタからそれぐ、區別せられなければならないと云ふのならば、

鰐一〇ノ五十九 音昆魚子中 イヲコ、ウヲノコ

石檀三ノ四 トネリコノキ一云タムキ、タモノキ本草和名上ノ五六九 に秦皮一名石檀云々

和名止禰利古乃岐一名多牟岐、和名抄一〇ノ一 に止禰利古乃岐、一云太無岐、同廣本に止禰利古乃岐、又伊呂波字類抄四ノ一 にタウノキ、ト子リコノ木と見えて居るがこれから考へると、タムキからタムノキが生じ、さて又其のタムノキから名義抄に見えて居るやうなタモノキが生じ、又一方字音便で字類抄に出て居るやうなタウノキとなつたものであらう。タムノキからタモノキ、タウノキが生じるのは何れも尤もな聲音變化である。なほ信友翁は動植名鑑二貢 の中で「信友按にタムノキ檀の音歟」と云つて居られるがこれはまだく研究する餘地があらうと思ふ。と云ふのは、檀字の音は保延二年三月十八日に源實俊が「書了」つたところの法華經單字や名義抄三ノ四 に栴檀梵語は Candana と云ふ事である)の字音を注してセムダムと云つて居るから、保延二年に

は既に檀字にダム dam の音があつた事が考へられるが、實はそれは正しき音ではないのであつて、檀字の正しき音は男信下 dan 又は tan である (dam 或ひは tam では無いのだ) 深感攝の字ならば dam 又は tam であつてよいのである。従つて檀字を正しく發音して居る時代には此の字の字音から太無岐若しくは太無乃岐と云ふやうな名稱が生れる道理が無い。そして和名抄を見ると梅檀メイダンについては仙境二音此間云善短と云つて居つて sendan と正しく發音して居た事に疑ひがないから仙善短何れも山輝の字であるこの和名抄の出來た時代に於てさへ檀字から太無岐太無乃岐と云ふ名稱が生れる筈がない、ましてこれよりも古い本草和名にも既に見えて居る以上太無岐が檀字の字音から來たと云ふ事は甚だ疑はしいのである。

針魚ハリヲ一〇ノハリヲ一云ヨロト(本草和名下ノ二六九に興呂都又和名抄ハノ一には興呂豆とある。ともにヨロヅである)

又既に述べた事のある

細魚
ウルリ一云ウルリコ

硯ス、リ、スミスリ

砧キヌタ

狗尾草エヌコグサ

狐キツネ、クツネ

鑑ノコギリ、ノホギリ

蓮子ハスノミ

の如き場合のイヲコ、タモノキ、ウルリ、ヨロト、ス、リ、キヌタ、エヌコグサ、クツネ、ノコギリ、ハスのやうな語も亦「俗云」とせられなければならぬ筈のものでは無からうか。

理論上から云ふならば、これらも亦「俗云」か或ひはこれに類した断り書きが附せられなければならない筈である。ところがそれらに就いては別に「俗云」とも何とも云はないで居り乍ら、今之魚偏の部のものゝ如くに、和名抄に「俗云」となつて居るものだけを特に、名義抄でも「俗云」と云ふ断り書きを添へて居ると云ふのはかなり奇態であつて、そこに何等かの意味の存すべきを暗示して居る事が想像出来る。なほ云ふならば魚鱗鰐三字の音の注しさまも和名抄の方で反切で示してあるものは名義抄でもさうなつて居り、一字の音で示してあるものはこれ亦名義抄でも其の通りになつて

居るのである事を見れば和名抄名義抄の間に密接な關係のあるらしい事が容易にうなづかれる。

そしてこの「俗云」とある例も亦澤山ある。少し挙げて見ると云ふと、右は名義抄

雨水 一ノ三三オ八 俗云ヒフル

天探女 二ノ三カ三 一ノ四五カ三 アマノサクメ俗云アマザクメ

庵室 七ノ五二オ一 三ノ一六ウ一 俗云アムシチ

草履 四ノ三〇オ六 ワラクツ俗云サウリ

頭風 二ノ六八ウ三 二ノ三〇オ三 俗云キサラヰ

縷 九ノ五六オ七 九ノ五四ウ七 コノミ俗云クダ物

鈆鼓 四ノ六五オ七 四ノ六オ 俗云エンビ

跟 踏 二ノ一九オ八 六ノ一カ 二ノ一九オ八 カシライタキヤマヒ俗云ヅノウ

櫻 櫻 五ノ四一ウ六 二ノ四三ウ六 クヒス俗云キビス

翥 八ノ四八ウ八 七ノ四八ウ八 俗云ハツ、

櫛 櫛 十三ノ四四ウ三 十三ノ九八ウ三 俗云シユウロ

卷首

包書ニ音オホニヘ俗云アラマキ

四

ツフナキ俗云ツフ・シ

釋
魏

ノ四〇ウ
タケノミタマ俗云ウカノミタマ

六ノ七一ウ 俗音陳子

九

七ノ二サ
俗云審官尺

三

大正元年
十月
十一日

13

卷之三

1
2

卷之三

のやうな例がある。又俗云の「俗」と大體似た「此間」と云ふ語を便用した「此間音」此間^{エミ}云ふ所の書き^{シテ}即ち名少名義少の二書を一枚にして居る場合がある。

卷之三

音犬アシナヘ此間云ナヘグ

醜
醜

四ノ九ガ三
二オ
十ノ二九ガ
一

萬
錢

此間云ゼニウチ

金
鑑

此間云々が云々（金井音一著「日本古文書の研究」）にはこの字は見えて居ても音は注してないのである。

毛

六ノ六九才
能革履此間名如字

類聚名義抄に就いて(六)